

モバイル市場の競争環境 に関する研究会

最終報告書骨子 (案)

2019年12月17日

事務局

目次

I	利用者料金に関する事項	1
1.	概要	1
2.	改正電気通信事業法の施行	4
3.	行き過ぎた囲い込みの是正	13
4.	端末市場の活性化	18
5.	通信料金等の総額表示の促進	23
6.	広告表示の適正化	24
7.	改正法施行後の状況の評価・検証	27
II	事業者間の競争条件に関する事項	31
1.	5G 導入当初（NSA 構成段階）における課題	31
2.	本格的な 5G 時代（SA 構成段階）における課題	44
3.	eSIM の普及への対応	56
4.	接続料算定の適正性・透明性の向上等（中間報告書の指摘への対応） ..	62
III	モバイル検討会報告書フォローアップ	68

I 利用者料金に関する事項

1. 概要

携帯電話の利用者料金その他の提供条件については、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」という。）の趣旨に則り、利用者利益の保護を図りつつ事業者間の公正な競争を促進する観点から、料金プランの見直し、事業者の乗換えコストの引下げのためのMNP（Mobile Number Portability）¹の促進及びSIM（Subscriber Identification Module）ロック²解除の推進、端末購入補助の適正化、中古端末の流通促進、広告表示の適正化等、様々な関係者により各種の取組が進められてきた。

料金プランの見直しについては、利用者による適切なサービス選択を確保するため、関係事業者において継続的に見直しが行われている。例えば、MN03社では、総務省の研究会の提言等を踏まえた対応として、利用者のデータ通信量分布に応じた料金プランの導入³、ライトユーザ等のニーズに対応した料金プランの導入⁴、期間拘束がある料金プランに関する期間拘束が自動更新されないプランの導入⁵や期間拘束契約の満了時点で違約金及び25か月目の料金の

¹ MNP（番号ポータビリティ）とは、携帯電話役務の利用者が携帯電話を変更した場合に、携帯電話番号を変更することなく変更後の携帯電話事業者が提供する携帯電話役務を利用できることをいう。

² SIMロックとは、特定のSIMカードが差し込まれた場合にのみ動作するよう設定された端末上の制限をいう。

³ 「ICTサービス安心・安全報告書」（2014年12月）における利用者のデータ通信量分布に応じた多様な料金プランの導入の必要性の指摘を踏まえ、2014年6月以降、MN03社において2GBや5GB上限等の料金プランを提供開始。

⁴ 「携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォース」取りまとめ（2015年12月）におけるライトユーザ等のニーズに対応した料金プランの必要性についての総務省からの提言及びそれを受けた総務省からの要請（「スマートフォンの料金及び端末販売に関して講ずべき措置について（要請）」（2015年12月18日総基料第234号））を踏まえ、2016年3月以降、MNOにおいて1GB上限等の料金プランを提供開始。

⁵ 「ICTサービス安心・安全研究会」の下に設置された「利用者視点からのサービス検証タスクフォース」において取りまとめた「「期間拘束・自動更新付契約」に係る論点とその解決に向けた方向性」（2015年7月）における期間拘束が自動更新されないプランの導入の必要性についての提言及びそれを受けた総務省からの要請（「スマートフォンの料金及び端末販売に関して講ずべき措置について（要請）」（2015年12月18日総基料第234号））を踏まえ、2016年6月以降、MN03社において期間拘束が自動更新されない料金プランを提供開始。

支払いなしに解約できるようにする改善⁶等の取組を行ってきている。

MNPについては、総務省において、2004年5月に「携帯電話・PHSの番号ポータビリティの導入に関するガイドライン」を策定し、携帯電話事業者等が導入に向けて具体的な検討を行うにあたり留意すべき事項を示し、それを踏まえ関係事業者において導入の準備を進め、2006年10月から開始された。その後、総務省では、過度な引止めの機会を減らすため、同ガイドラインを改正し、名称を改めた「携帯電話・PHSの番号ポータビリティの実施に関するガイドライン」（2018年8月）⁷によりウェブによるMNPの実施を義務づけた（2019年6月までに対応）⁸。

SIMロック解除については、総務省において、事業者による対応を推進するため、2010年6月に「SIMロックの解除に関するガイドライン」を策定し、それを受けて、一部の事業者において、任意の取組として2011年4月から開始された。その後、総務省では、同ガイドラインの改正（2014年12月）によるSIMロック解除の義務付け⁹、「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」の策定（2017年1月）¹⁰によるSIMロック解除が可能となるまでの期間の180日から100日への短縮¹¹、解約時におけるSIMロック解除の条件・手続の説明及びMVNO向けのSIMロック解除の義務付け、同指針の改正（2018年8月）による中古

⁶ 「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」報告書（2018年4月）における期間拘束契約を契約満了時点又はそれまでに違約金及び25ヶ月目の料金の支払いなしに解約できるようにすべきとの提言及びそれを受けた総務省からの指導（「モバイル通信市場の公正競争促進に向けて措置すべき事項について（指導）」（2018年6月6日総基料116号））を踏まえ、MNO 3社において、2019年3月末までに、違約金なく解約できる期間を2か月間（25か月～26か月目）から3か月間（24か月～26か月目）へ拡大。

⁷ 「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」報告書（2018年4月）における対面や電話による利用者への対応等、利用者の引止め機会となる手続を行わずに事業者間移転が可能となる手続の確保の必要性についての提言を受けて「携帯電話・PHSの番号ポータビリティの実施に関するガイドライン」を改正（2018年8月28日）。

⁸ NTTドコモは2006年から対応。KDDI・ソフトバンクは2019年5月末までに対応。

⁹ 「ICTサービス安心・安全研究会」報告書（2007年9月）踏まえ、「SIMロックの解除に関するガイドライン」を改正し、事業者がSIMロック解除に応じるよう義務付け（義務付けの対象は、2015年5月1日以降の販売に係る端末）。

¹⁰ 「SIMロック解除ガイドライン」を改正し、「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」を統合するとともに名称を改め、「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」を策定。

¹¹ 「モバイルサービスの提供条件・端末に関するフォローアップ会合取りまとめ」（2016年11月）を踏まえ、「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」を策定し（2017年1月）、SIMロック解除が可能となるまでの期間の短縮、解約におけるSIMロック解除の条件・手続の説明、MVNO向けのSIMロックの廃止等のルールを整備。

端末のSIMロック解除の義務付け¹²など、対応を強化してきている。

端末販売の適正化については、2007年9月の電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）の改正¹³により、端末販売奨励金と通信販売奨励金の分計が図られた。その後、総務省では、「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」の策定（2016年3月）¹⁴による端末購入者の実質負担額が一定額を下回るような端末価格・通信料金の割引等の禁止、「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」の策定（2017年1月）¹⁵による端末購入者に求める合理的な額の負担の明確化、同指針の改正（2018年8月）¹⁶による販売店に対する端末価格等の実質的指示の禁止等を行った。

中古端末の流通促進については、「モバイル市場の公正競争に関する検討会」報告書（2018年4月）における指摘¹⁷も踏まえ、総務省では、「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」を改正し（2018年8月）、下取り端末の流通・販売を行う者に対するMNOによる国内市場での販売の制限が業務改善命令の対象となることの明確化及び中古端末のSIMロック解除の義務付け（2019年9月から適用）を行っている。また、中古端末を取り扱っている民間事業者により構成された「リユースモバイル関連ガイドライン検討会」¹⁸において、端末の格付基準、端末内の利用者情報の処理及び関連法令の遵守等を定めた「リユ

¹² 「モバイル市場の公正競争促進に関する検討会」報告書（2018年4月）を踏まえ、「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」を改正し（2018年8月）、事業者が中古端末のSIMロック解除に応じるよう義務付け（2019年9月1日適用開始）。

¹³ 「モバイルビジネス研究会報告書」（2007年9月）を踏まえ、電気通信事業会計規則（昭和60年郵政省令第26号）を改正（2007年9月）。

¹⁴ 「携帯電話の料金その他の提供条件に関するタスクフォース取りまとめ」（2015年12月）を踏まえて策定。

¹⁵ 「モバイルサービスの提供条件・端末に関するフォローアップ回答」取りまとめ（2016年11月）を踏まえて、「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」を改正し、「SIMロック解除ガイドライン」を統合するとともに名称を改め、「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」を策定。

¹⁶ 「モバイル市場の公正競争に関する検討会」報告書（2018年4月）を踏まえて改正。

¹⁷ 「モバイル市場の公正競争に関する検討会」報告書（2018年4月）において、①下取り端末の流通・販売を行うものに対してMNOが当該下取り端末の国内市場での販売を制限することは、業務改善命令の対象となることを明確化するガイドラインを策定すること、②MNOが中古端末（盗難・不払い端末と確認されたものを除く。）のSIMロック解除に応じることを確保するため、SIMロック解除ガイドラインを改正すること、③中古端末の格付けに関する民間の共通指針の策定の取組や中古端末の流通阻害要因の排除等に向けた民間の取組を後押しすることが指摘されている。

¹⁸ リユースモバイル・ジャパン（RMJ：Reuse Mobile Japan）及び一般社団法人携帯端末登録修理協議会（MRR：Mobile Terminal Registered Repair Council）に加盟する有志企業により、2018年7月に立ち上げられた。

「一スモバイルガイドライン」の策定（2019年3月）が行われている。

広告表示の適正化については、通信関係4団体¹⁹で構成される電気通信サービス向上推進協議会において、2004年3月に、通信サービス特有の広告表示について実例を交えて規定した「電気通信サービスの広告表示に関する自主基準及びガイドライン」を策定し、その後も継続して改訂を行ってきているほか、通信関係4団体を構成する事業者の全国向けテレビ広告・新聞広告について全件を四半期に一度事後的に審査し、そのうち指摘のあったものに関し、事業者名・サービス名を伏せた形で指摘内容をホームページで公表する取組を実施している。

2. 改正電気通信事業法の施行

(1) これまでの経緯等

事業者による料金プランや端末の販売方法等についての継続的な工夫にもかかわらず、利用者の適切かつ自由な選択が阻害され、事業者間の公正な競争が不当に制限されているという指摘等があることを踏まえ、緊急提言では、①通信料金と端末代金の完全分離、②行き過ぎた期間拘束の禁止及び③合理性を欠く料金プランの廃止を内容とするシンプルで分かりやすい携帯電話に係る料金プランの実現のために、最低限な基本的なルールとして料金その他の提供条件に関する禁止行為を定め、それに違反した場合には業務改善命令を行い得ることとすること等について、事業法の改正を含め、必要な措置を検討し、速やかに実施に移すことが適当と提言した。

総務省では、緊急提言を受けて、通信料金と端末代金の完全分離、行き過ぎた囲い込みの是正等を内容とする事業法の改正法案を2019年3月に第198回国会に提出し、改正法案は、同年5月10日に成立し、同月17日に電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年法律第5号。以下「改正法」という。）として公布された。

総務省では、本研究会での改正法を受けた規律の詳細の方向性についての議論も踏まえ、改正法の関係省令等を作成し、2019年9月に公布し、又は公表した²⁰。また、総務省では、改正法の施行に先立ち、同年6月及び9月に、改正

¹⁹ 一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会及び一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟。

²⁰ 整備を行った関係省令等は、次のとおり。
〔省令〕

法の円滑な施行に向けた事業者の適切な取組を促すため、主要事業者に対して改正法の施行に向けた着実な準備の実施、改正法の施行前の駆け込み販売の自粛、改正法による改正後の事業法（以下「新事業法」という。）に適合する契約への移行の促進等を内容とする要請を行った²¹。なお、総務省では、関係省令等の公布・公表後、改正法の施行までの関係事業者や販売代理店における施行に向けた準備における状況等も踏まえ、関係ガイドラインの改正による規律の明確化を行っている²²。

関係事業者では、新事業法の規律の内容を踏まえた料金プランの提供を開始しており、期間拘束契約の撤廃などの動きも出てきている。また、関係事業者では、総務省からの要請を踏まえ、システム整備等の改正法の施行に向けた準備や、新事業法に適合する料金プランの周知、移行の際の違約金の免除、移行を促進するための割引施策の実施等の移行促進に向けた取組等を実施している。

改正法及び関係省令等は2019年10月1日に施行され²³、スマートフォンに関する規律は同日から、スマートフォン以外に関する規律は2020年1月1日から適用されている。また、新事業法の適正な執行を確保するため、総務省では、改正法の施行と併せて、端末販売の適正化等の取組に係る情報提供窓口を拡充し、新事業法の規律に違反する疑いのある事例の通報を受け付けている。

(2) 意見

-
- ・ 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第38号）
 - ・ 電気通信事業報告規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第43号）
- [告示]
- ・ 電気通信事業法第27条の3第1項の移動電気通信役務を指定する件（令和元年総務省告示第166号）
 - ・ 電気通信事業法第27条の3第1項の電気通信事業者を指定する件（令和元年総務省告示第167号）
- [ガイドライン]
- ・ 電気通信事業法第27条の3等の運用に関するガイドライン（令和元年9月6日策定）

²¹ 「電気通信事業法の一部を改正する法律の施行に向けた準備について（要請）」（令和元年6月20日総基料第33号）及び電気通信事業法の一部を改正する法律の円滑な施行に向けた取組について（要請）（令和元年9月6日総基料第117号）

²² 総務省は、改正法の施行までの関係事業者や販売代理店における施行に向けた準備の状況等も踏まえ、2019年11月22日に「電気通信事業法第27条の3等の運用に関するガイドライン」を改正し、新事業法及びその関係省令等について、運用に当たっての具体的な考え方や事例等を明確化した。

²³ 電気通信事業法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和元年政令第79号）

① 新事業法の適正な執行の確保

ア 構成員の意見（合同会合におけるICTサービス安心・安全研究会 消費者保護ルールの検証に関するWG（以下「消費者保護WG」という。）の構成員の意見を含む。）

- ・ 事業者は、販売代理店に対し、法改正の内容についての周知の機会や法令遵守の必要性についての研修の機会を設けているとのことだが、制度の基本的な思想や趣旨が十分に伝わるような説明をすることが必要。
- ・ 事業法の改正に関して、しっかり対応した者が損をするようなことは極めて理不尽であり、公正な競争を促すための法改正が新たな競争のゆがみを生んではならず、放置することがないよう行政にはしっかり対応していただきたい。
- ・ 実際に値引かれる端末価格が改正法に則ったものなのか、自分の契約が改正法に則ったものなのかを一般消費者は理解できないと思われるので、モニタリングや実態調査も併せて実施することが必要。
- ・ 改正法の施行に向けた準備を進めることが、事業者のビジネスモデルや事業活動の明確な指針となり、かつ、それが消費者に周知徹底されることで、より信頼のあるマーケットができると考える。
- ・ 消費者の側からすると、2万円の値引きの上限設定は、値引き額の減少と勘違いをしやすい。現行の標準価格からの値引きにより、実勢価格ではなく、適正価格一本になるということを消費者が誤解しないよう周知が必要。
- ・ 改正法が施行された直後から事業者や販売代理店からヒアリング・最新の実態把握を行い、違反・潜脱行為が行われていないかも含めて状況を明らかにする取組が不可欠。
- ・ 端末購入補助について、総務省は、現在、キャリアからの定期的な報告の推移を見て適正かどうかを判断しているが、改正法の施行後は販売代理店にも義務がかかるので、販売代理店からも定期的な報告を受けて確認していくことも大事。

② 販売代理店における適切な業務の確保

ア 構成員の意見（合同会合における消費者保護WGの構成員の意見を含む。）

- ・ 事業者にとって都合のいい販売代理店を優遇するような差別的な取扱いが行われないように、行政からの監督も必要なのではないか。提供できる利益の額を事業者と販売代理店と共通の枠で決めているため、

事業者からの管理体制が強まれば強まるほど再販売価格を指示しているかのような状態にもなりかねず、対応の検討が必要ではないか。

- ・ 事業者による販売代理店に対する業績評価に関して、直接販売代理店の収入にならないような業務についても適切に対象にしていくことが大切。
- ・ 販売代理店は事業者の顔としての役割も担っているため、販売代理店の地域の拠点としての在り方について、事業者には検討を進めてもらいたい。
- ・ 販売代理店に対する手数料については、コストベースに合わせて、滞留時間に対する手数料といった新しいモデルを考えていくことが重要。
- ・ 事業者による販売代理店への評価に関して、新規契約数のみで評価しない方向への転換は好ましいことだが、サポート等のサービス提供に対する手数料を重視していくと不必要なサービスの強要を助長することにもつながりかねないため、金銭的なサービスへの加入に対する手数料にとどまらず、説明に対する顧客の満足度など定性的なものも評価の軸に加えるなど工夫して欲しい。
- ・ 「頭金」という言葉について、本来とは異なる意味で用いられてきている。販売代理店も含めた今後のビジネスモデルにおいて、消費者の誤解を受けないように改善してほしい。

イ 事業者等の意見

- ・ 販売代理店の手数料の体系の見直しの取組として、昨年当初から、サービスの継続状況やスマートフォンの使い方を教えるドコモスマホ教室を実施し、それに応じた手数料を設定するという見直しを行っている。これまでの販売を中心とした手数料体系から利用の促進につながるショップでの活動へ、バランスがとれるような体系として取り組んでいる。(第16回会合:株式会社NTTドコモ(以下「NTTドコモ」という。))
- ・ 販売代理店と事業者が両輪できちんと市場を適正化、活性化していく必要があるため、販売代理店が健全な経営ができる形を模索していきたい。大きな方向性としては、現行の端末販売や通信契約獲得に対するインセンティブベースの手数料以外に、サポートを充実化し、販売店の財源にするような形でフォローできないかということを検討している。(第16回会合:ソフトバンク株式会社(以下「ソフトバンク」という。))
- ・ 販売代理店の手数料体系は、今までは新規の契約に比重を置いたものだったが、市場環境が変わってきたので、利用者に継続的に利用してもらう取組を評価の軸にして、比重を重くしている。市場環境が厳しい中

で、販売代理店は事業者と利用者の一番重要な接点なので、様々な見直しを図っている（第20回会合：KDDI株式会社（以下「KDDI」という。））。

- ・ 法改正の目的は、競争促進だが、分離による端末の流通の縮小が危惧されるため、事業者等と協力をしてキャリアショップでのスマホ教、室や青少年の保護のためのフィルタリングの無償提供等のサービスを続けていけるようなビジネスモデルを作っていきたい。（第13回会合：一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会及（以下「全携協」という。））

③ 新事業法適合プランへの移行促進

ア 構成員の意見（合同会合における消費者保護WGの構成員の意見を含む。）

- ・ 利用者が、改正法の施行前の割高な料金プランから自分に合った料金プランに円滑に移行できるよう、また、自分の契約内容が分かっていないため更新時期が来てもそのまま契約を継続するようなことがないよう、対応してもらいたい。
- ・ 料金プランが大きく変わらなかったため新たな料金プランに移行していない利用者も多いのではないかと。事業者には、魅力的なプランにより利用者が移行したいと思えるようにしてもらいたい
- ・ 利用者にとっては改正法の施行後に料金プランを変更した時から新たな契約が始まると思うので、一部の事業者が改正法の施行前の料金プランの残存期間を違約金の留保期間としている施策は止めて欲しい。
- ・ 違約金の留保期間は、利用者の誤解を招き、トラブルに繋がるのではないかと懸念。
- ・ 改正法の施行前に締結された端末の買替条件を有している契約については、そのまま続くと非常に長い期間の囲い込みが続くので、改正法の施行前に締結された契約についても、買換条件の撤廃を検討してもらいたい。

イ 事業者等の意見

- ・ 改正法の施行前の残債免除プログラムについて、機種変更が条件とされており、拘束力が非常に強く、改正法の施行後も、改正法の政策目標である2年を大きく超え、最長で4年後まで囲い込み効果が続くことになる。（第16回会合：NTTドコモ）
- ・ 一部の事業者は、改正法の施行前の料金プランから新たな料金プランに移った場合に、違約金の留保期間を設けており、新たな料金プランに移行したにもかかわらず、解約をすると契約解除料が9,500円かかる例があると理解しているが、利用者の自由な選択の観点から、改正法の趣

旨に反するのではないか。(第20回会合：KDDI)

- ・ 旧契約期間中の違約金留保は、2年契約により月額料金が安くなる仕組みで改正法の施行前に契約をした利用者については、当該2年契約の期間中に新たな料金プランに移行する場合には9,500円の違約金の支払いは不要として、違約金を留保するという考え方にしたもの。(第20回会合：NTTドコモ)

④ 継続的な見直しの必要性

ア 構成員の意見（合同会合における消費者保護WGの構成員の意見を含む。）

- ・ 今回の法改正によって、特にMNOの複雑な料金プランが是正されることに期待。
- ・ 各事業者の料金プラン自体はシンプルだが、実際の支払い額になると、オプションやアプリケーションの付加による割引、通信と関係のないサービスとのセット割等が含まれてくるため、料金体系が相変わらず複雑なのではないか。このような点を含めて、利用者が月々幾ら支払うことになるのかわかるようシミュレーションの提供を行って欲しい。
- ・ 端末による縛りや期間拘束料金プランによる縛りがなくなってきた一方で、一部の事業者による特定の決済手段による割引等、通信でも端末でもない縛りに移ってきていると実感。セット割引の得な部分だけではなく、縛りとなる部分も消費者に理解してもらえるよう、省庁間で協力をして取り組んでいただきたい。事業者からの丁寧な説明も必要。
- ・ 新しい料金プランの中には、色々なサービスが付与されているものもあるが、必ずしも利用者全員に対してメリットがあるとはいえないということもあるので、継続的に監視していくことも大切。
- ・ 全体の料金の低廉化は望ましいことで、その観点からは、セット販売等による割引は決して否定すべきビジネスモデルではないが、セット販売により驚くほど支払い額が安くなる場合もあるので、サービスそのものの本来の価値が消費者にとってわかりにくくなっているのが現状ではないかと思う。何を原資として安くしてるのか等について、関係省庁が協力して注視してほしい。
- ・ 適正な競争が可能なセット販売なのかどうかという点について、事業者や消費者を含む関係者一同で注視していかなければいけない。

(3) 対応の方向性

① 新事業法の適正な執行の確保

新事業法による規律は、指定された事業者²⁴と当該事業者から委託を受けた販売代理店を対象としており、両者においては、新事業法の遵守・徹底が求められる。総務省からの2019年6月及び9月の要請に基づき、主要事業者では、体制の整備、研修の実施、システムの整備などに取り組んできており、**事業者においては、引き続き、新事業法の遵守のための体制の強化に取り組むことが必要ではないか。**また、販売代理店においても、必要な体制の整備、研修の実施等に取り組むことが必要ではないか。

新事業法の規律を遵守した適正な運用の確保のためには、事業者及び販売代理店が新事業法の規律を十分に理解していることが重要である。総務省では、これまで事業者・販売代理店への個別の説明や販売代理店向けの説明会の実施などの取組を行ってきたが²⁵、実際の業務を行っていく上で新事業法の規律を十分に理解できているとはいえない事業者・販売代理店もあり得ることから、施行後の状況も踏まえつつ、さらなる説明会の実施等の理解促進のための継続的な取組が必要ではないか。

また、新事業法の規律による効果を利用者が享受するためには、利用者による新事業法の理念やその規律の内容についての十分な理解も重要となる。このため、総務省、事業者その他関係者においては、利用者に向けた新事業法の理念等について、適切に周知を行っていくことが望ましいのではないか。

さらに、全ての事業者及び販売代理店が新事業法の規律を遵守することで、モバイル市場における公正な競争を確保するため、総務省では、2019年10月1日から各総合通信局等に設置された情報提供窓口を拡充し、新事業法第27条の3等の違反事案の通報を受け付けており、**その情報提供窓口へ寄せられた情報等も踏まえ、新事業法の規律に違反する事案がある場合には、速やかな改善が図られるよう厳格な執行を迅速に行っていくことが必要ではないか。**

② 販売代理店における適切な業務の確保

新事業法では、同一の利用者に対して事業者と販売代理店がそれぞれ利益の提供を行う場合には、両者の利益の提供の額を合計した額が許容され

²⁴ MNO とその特定関係法人である MVNO 及び契約者数の割合が 0.7%を超える MVNO を指定しており、当初指定を受けた事業者は、24 社。

²⁵ 総務省において、事業者・販売代理店に対する個別の説明のほか、2019年9月9日に「改正電気通信事業法の施行に伴う制度整備に関する代理店等説明会」を実施。

る利益の上限を超えることを禁止しており、事業者に対しては、委託先の販売代理店が上限を上回る利益の提供を行わないように指導する義務を科している²⁶。事業者においては、①新事業法の規定の趣旨・内容に関する販売代理店に対する十分な情報提供、②新事業法を遵守するための一般的な管理体制の構築に関する販売代理店に対する指導等を徹底するとともに、③自らが行う利益の提供の額等の販売代理店への通知のための適切な体制整備等の取組を強化することが必要ではないか。

販売代理店は、利用者との接点として、また、地域の拠点として重要な役割を担うものであり、そのネットワークの維持・活用を検討していくことが重要なのではないか。販売代理店の業務に対する影響を与える要素の一つとして事業者による手数料体系があり、一部の事業者においては、その見直しを開始し、端末の販売台数や新規契約数を中心とした体系から、通信契約の継続に係る手数料に比重を移していく取組を実施している。販売代理店による業務運営の維持・向上や新事業法の規定の遵守等を図るため、手数料体系について、さらに、サポートなどの利用者へのサービス提供に係る手数料をも重視したものとしていくこと等の見直しを進めていくことが必要ではないか。

③ 新事業法適合契約への移行促進

施行日前に締結された新事業法に適合しない契約（以下「既往契約」という。）については、新事業法に適合する契約（以下「新事業法適合契約」という。）への移行が不利となるおそれのある例外的な利用者も存在するため、同じ条件での自動更新を可能としているが²⁷、既往契約の利用者が新事業法適合契約により有利となるにもかかわらず漫然と自動更新し続けることがないようにすることが必要である。総務省からの2019年9月の要請も踏まえ、各事業者においては、移行促進のための取組を実施しているところであり、引き続き移行促進のための取組を着実に実施することが求められるのではないか。また、移行の進捗の状況も踏まえ、移行促進のための取組の見直しを適切に行っていくことが求められるのではないか。

²⁶ 事業者は、新事業法第27条の4において、届出媒介等業務受託者に対し「委託に係る業務の適正かつ確実な遂行を確保するために必要な措置を講じなければならない」とされており、その具体的な内容の一つとして、電気通信事業法施行規則（昭和59年法律第86号）第22条の2の18第1項第8号において、新事業法第27条の3において準用する新事業法第27条の3第2項の規定を遵守するために必要な措置が定められている。

²⁷ 電気通信事業法施行規則の一部を改正する省令（令和元年総務省令第38号）附則第3条第1項第1号

新事業法適合契約への移行の促進に関し、各事業者では、新事業法の趣旨を踏まえ、既往契約からの移行の際の違約金の免除等の取組を行っているが、一部の事業者では、移行後も、解約した既往契約の残余の拘束期間に新事業法適合契約を解約した場合には既往契約による違約金の支払いが発生し、利用者の混乱を招くおそれがあることが指摘されている。また、既往契約のうち残債免除を受けるための条件として指定端末の買換条件を有するものについては、施行日後も一定期間に渡り囲い込みが継続することも指摘されている。既往契約について、利用者の移行や自由な事業者選択を促進するため、事業者においては、利用者の混乱を招くことがないように利用者への適切な周知を行うとともに、その条件についての見直しを含め、移行促進のための適切な対応の必要性について検討していくことが必要ではないか。

総務省においては、報告徴収や事業者からのヒアリングを通じて、各事業者における既往契約の利用者の新事業法適合契約への移行の状況などを継続的に注視し、その状況に応じ、移行促進のためのさらなる対応の必要性について検討していくことが適当ではないか。

④ 継続的な見直しの必要性

新事業法の規律について、一部の事業者による潜脱的な行為が行われたり、事業者によって理解が異なったりすることとなると、公正な競争が損なわれることとなりかねない。そのため、総務省においては、新事業法の規律について事業者による潜脱的な行為や事業者間での理解の程度の差異が認められる場合には、公正な競争環境を維持する観点からも、そのルールの詳細化や必要な見直しを迅速に行っていくべきではないか。

関係事業者による新事業法に適合した料金プランの提供等により、通信料金と端末代金が分離され、違約金が低廉になる等の動きがある一方で、利用者への還元については、固定通信サービス、コンテンツサービス、決済手段等とのセット販売による割引や特典の付与等の形態で行われているものが多い。こうしたセット販売による割引等については、利用者への還元が一部の利用者に対するものに留まっていること、料金体系が利用者にとってわかりづらく不明確になっていること、他のサービスの拘束力を用いた利用者の囲い込みの懸念があること等が指摘されている。各事業者においては、通信料金そのものの水準の低廉化による利用者に対する還元、料金体系の一層の透明化など利用者にとって魅力的なシンプルでわかりやすい料金プランの工夫や、利用者の過度の囲い込みという懸念への対応を図るこ

とが求められるのではないか。総務省においては、通信料金そのものの水準の低廉化の状況や料金プランのわかりやすさ、**利用者の囲い込み等公正な競争を阻害する要因の有無等について、これらの事業者の取組を継続的に注視していく必要があるのではないか。その際、利用者の囲い込み等については、モバイル市場のみならず、固定通信サービス市場等の隣接する通信市場における動向についても確認していくことが望ましいのではないか。**

3. 行き過ぎた囲い込みの是正

(1) これまでの経緯等

利用者の自由なサービス選択を阻害する要因の一つである期間拘束を伴う通信契約等の行き過ぎた囲い込みについては、緊急提言を踏まえ、改正法により是正のための措置が採られたところ、中間報告書では、MNPやSIMロックなどその他の事業者の乗換えコストについて、「モバイル市場の公正競争に関する検討会」報告書で示されたモバイル市場の公正競争の促進のための方策に関する取組のフォローアップとして、MNPに係る利用者への強引な引止めの注視、中古端末のSIMロック解除への対応状況の注視等の必要性について提言した(P)。

SIMロックについては、各事業者において、SIMロック解除ガイドラインの改正(2018年8月)による2019年9月からの中古端末のSIMロック解除の義務づけへの対応が行われている。また、一部の事業者で改正法の施行に合わせて提供が開始された回線契約者以外も対象とした残債免除プログラムに関し、販売する端末にSIMロックを設定することに関する問題が提起されたことを踏まえ、総務省では、同年10月に当該事業者に対する早急の対策を求める要請²⁸を行った。各事業者では、当該要請を踏まえ、回線契約者以外の者に対して即日SIMロック解除に応ずることとした。また、総務省では、同年11月に「移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン」(以下「SIMロック解除ガイドライン」という。)²⁹を改正し、SIMロック解除の原則無料化、回線契約者が割賦で端末を購入した場合の100日以内のSIMロックを含めた全ての

²⁸ 「割賦により端末を販売する際の販売手法に係る報告について(要請)」(2019年10月1日総基料第148号)

²⁹ 2017年1月に策定した「モバイルサービスの提供条件・端末に関する指針」について、改正法の施行に伴い、2019年9月に改正して、「スマートフォンの端末購入補助の適正化に関するガイドライン」部分を削除し、名称を「移動端末設備の円滑な流通・利用の確保に関するガイドライン」としていたもの。

SIMロックの即時解除の義務づけ等を行った³⁰。

(2) 意見

① SIMロック解除

ア 構成員の意見（合同会合における消費者保護WGの構成員の意見を含む。）

- ・ 100日間のSIMロック解除の猶予期間が、結果的に自社の通信サービス利用者を優遇し、他社の利用者を自社の通信サービスに誘引する効果を持ってしまっている点に問題がある。
- ・ 携帯端末以外の高額な耐久消費財では、盗難対策をした上で、SIMロックのような制限をかけずに流通している。携帯端末でも、購入者からデポジットを取ることで等により、懸念されている事項の大半は解消されるのではないか。
- ・ SIMロックは、盗難にあったときのリスク回避のために設定するという事業者側の都合によるものであり、未払いリスクのない一括購入者に対しても手数料を取って解除するというのは納得できない。
- ・ 今回の法改正では通信と端末の分離を図ったが、一部の事業者では20種類ものSIMがあり、通信と端末の紐付きが強いため、消費者が自由に選択をして、通信と端末を組み合わせることが難しいのではないか。
- ・ 現状、eSIMについて、同じ回線を使用する事業者が販売するiPhoneについてもSIMロック解除が必要となっているが、eSIMについてもSIMロックがかかっているとすると問題ではないか。

イ 事業者等の意見

- ・ 店頭で無料でSIMロック解除手続を行うと業者も含めて端末を大量に持ち込まれ、通常の業務が影響を受ける可能性があるため、店頭では有料とし、ウェブでは無料としている。（第18回会合：NTTドコモ）
- ・ SIMロック解除のウェブ受付時間は、一部の事業者では24時間対応を行っているが、それ以外の事業者は、夜間・早朝にかけては受付を停止をしている。海外の事例では、例えば、フランスのOrangeでは、直接SIMロック解除のページに行き、IMEI番号とメールアドレスの入力だけで簡単にSIMロックを解除できる仕様になっている。（第18回会合：楽天モバイル株式会社（以下「楽天モバイル」という。））
- ・ SIMロックは、これまで販売代理店等における端末の盗難対策として

³⁰ 回線契約者以外については改正時（2019年11月22日）から、回線契約者については2020年4月6日から、中古端末のオンライン手続については同年10月1日から適用。

有効に機能しており、防犯上必要なもの。(第18回会合：NTTドコモ)

- ・ 端末代金の未回収リスクをなくすという観点からは、端末代金が完済された場合にSIMロック解除することが基本的な考えだが、利用者利便を図るため、事業者が未回収リスクを負う形で最低限の期間を設定している。(第18回会合：ソフトバンク)
- ・ 海外への持ち逃げに一定の歯止めをかけるという意味では、海外でも端末を使えないようにするSIMロックは合理的。(第18回会合：KDDI)

② MNP

ア 構成員の意見（合同会合における消費者保護WGの構成員の意見を含む。）

- ・ 各社のMNPのウェブ手続において、MNPの手続ページが探しにくいほか、移行の理由を尋ねるアンケートが手続に組み込まれていることが手続を一層複雑にしているのだと思う。事業者は、引き続き改善に向けて検討をしてほしい。

イ 事業者の意見

- ・ MNPの予約番号の発行について、受付時間の制限を外し24時間対応にすべき。(第16回会合：楽天モバイル)

③ その他

ア 構成員の意見（合同会合における消費者保護WGの構成員の意見を含む。）

- ・ 解約時に、違約金の1,000円に加えて別の手数料がかかるということが利用者に認知されていない。利用者が実際いくら支払わなければならないのかという視点も重要。
- ・ 違約金を1,000円にした結果として、解約手数料、新規手数料の価格の根拠について、金額の重さから疑問が湧いた。MNP手数料も新規事務手数料も事業者によって異なるが、違約金を1,000円に一律にした中で、スイッチングコストは手数料を含めた総体なので、手数料の根拠を詰める必要がある。
- ・ MN03社は他社購入端末の保証は受け付けていないので、端末単体で購入する者に対して、端末保証に差が出てくる。消費者保護の観点から、行き場がなくなる人が出ないように完全分離時代における端末補償のあり方を検討する必要がある。

(3) 対応の方向性

① SIMロック解除

2019年11月のSIMロック解除ガイドラインの改正により、各事業者は、割賦で端末を購入した回線契約者に対する即時のSIMロック解除の実施、中古端末のオンライン手続の実施等が義務づけられるため、その実施に向けて、システムの整備などの準備を迅速に進めることが必要ではないか。また、総務省においては、同年10月に行った要請に基づく事業者からの報告も踏まえ、事業者における対応状況や実際のSIMロック解除件数など、関連の状況を継続的に注視していくことが必要ではないか。

SIMロック解除ガイドラインでは、「迅速かつ容易な方法」としてオンライン又は電話でのSIMロック解除手続の提供が義務付けられており、SIMロックが設定された端末を取り扱うMNO及びMVNO各社は、オンライン又は電話でのSIMロック解除の受付をしているが、オンライン手続については、手続開始ページが見付けづらい、手続に必要な画面遷移が多い等、手続が煩雑であるという指摘がある。事業者においては、利用者の利便性を確保するため、より容易で分かりやすい手続となるよう改善のための検討を行っているべきではないか。

今後、新事業法による通信料金と端末代金の完全分離により、従来のビジネスモデルでは想定されていなかった回線契約者以外の者への端末の販売等、様々な端末販売の形態が現れることが考えられる。そのような中で、事業者においては、その販売する端末の詐取や盗難防止に関して、SIMロックという利用者に負担を生じさせる方法以外の方法によることを含めて、見直しを検討していくことが必要ではないか。

また、今後、新たにeSIMが普及し、さらに、SIMカードがない携帯端末が出てくることも考えられるところ、eSIMにおいてもSIMロックが設定されることもあり得る。物理的なSIMの差替えが不要というeSIMの利点の1つを阻害するおそれもあることから、総務省においては、eSIMに係る状況についても注視していくべきではないか。

そのほか、一部の事業者においてはSIMの種類が複数あるため、端末の交換に伴いSIMの交換が必要になり、利用者が混乱している事例があるとの指摘もある。関係の事業者においては、利用者の利便性を確保し、その混乱が生じないように、利用者に対する十分な周知その他の必要な対応を図っていくことが望ましいのではないか。

② MNP手続

MNPについては、移行元事業者から予約番号を取得する必要があるが、これまで、予約番号の取得の際の過度の引止めが課題となってきたところ、総務省においては、引き続き、問題となる引止めが行われていないか、注視していくことが必要ではないか。

また、電話の繋がりやすさや過度の引止めなどの問題に対応し、オンラインでのMNP手続の整備が行われてきたが、MNPの理由の入力や手続に必要な画面遷移が多い等の煩瑣な手続、受付時間の制限、一部の事業者における番号取得までの所要時間等が依然として事業者の乗換えコストとなっているとの指摘がある。事業者においては、利用者の利便性を確保するため、より容易で分かりやすい手続となるよう改善のための検討を行っていくべきではないか。

MNP手続には一定の金銭的成本がかかるため、それをどのような範囲の主体で負担するのかについては様々な考え方があり、利用者全体ではなく、MNPを利用する者が負担することとすべきとの考え方もある。MNPに係るコストの負担の在り方について、今後、継続して検討を進めていくべきではないか。

③ その他

改正法の具体的な規律の内容に関する議論においては、利用者の事業者の乗換えコストについて、違約金及びMNP手数料以外にも解約事務手数料や新規契約手数料等が存在すること等が指摘されている。総務省においては、MNP手数料を含む事業者変更の際にかかる金銭的なコストを総合的に確認していくことが必要ではないか。

主要事業者が提供している端末補償サービスについては、回線契約者が端末を購入した際しか加入できず、かつ、回線契約を解除すると解約となるため、回線契約者以外の者が事業者から端末を購入する場合や、端末を購入した事業者以外の事業者に移行する場合には、利用したくても加入することができないこととなり、事業者の乗換への妨げの一因となっているとの指摘がある。総務省においては、端末補償サービスに係る状況について、利用者による事業者の乗換えに与える影響という観点から、引き続き、注視していくことが必要ではないか。また、メーカーの修理対応期間の終了を知らずに携帯補償サービスに加入していた利用者が、端末の修理を受けられずトラブルになる事例が報告されているとの指摘もある。事業者においては、利用者の混乱を招かないよう適切な周知等の必要な対応を行うことが求められるのではないかと。

4. 端末市場の活性化

(1) これまでの経緯等

携帯端末については、ハイエンド端末を中心に過度な端末購入補助が行われることにより、ハイエンド端末とローエンド端末の実売価格が接近し、市場メカニズムが有効に機能していないこと、また、同様の補助ができないMVNOとの競争上のイコールフットィングの問題が指摘されており、緊急提言を踏まえ、改正法により、通信料金と端末代金の完全分離が図られた。端末市場では、事業者による中低価格帯のものも含めた取扱端末の多様化の動きや³¹、量販店におけるSIMフリーの端末の取扱いの開始³²等、多様化の動きが出てきている。

中古端末については、中間報告書では、リユースモバイル関連ガイドライン検討会におけるリユースモバイルガイドラインの策定の取組を踏まえ、総務省において引き続き民間事業者の取組を支援することが適切であり、また、総務省において中古端末の流通実態の把握を進め、必要に応じ、改善のための取組を行うことが必要であると提言した。リユースモバイル関連ガイドライン検討会では、2019年11月にリユースモバイルガイドラインを改正し、バッテリー状態の確認・結果の表示、販売後の不払等によるネットワーク利用制限についての保証の推奨、リファービッシュ品についての確認事項の追加、事業者間取引の数値基準を含む詳細な格付基準の整備を行うとともに、2020年2月からは、リユースモバイルガイドラインに準拠する事業者の認証制度³³を開始することとしている。総務省は、中古端末の流通実態に関して、公正取引委員会とともに調査を行い、2019年10月にその結果を公表している。なお、調査の結果、事業者の売却先となっている仲介事業者は購入した中古端末の多くを海外に売却している状況であったが、事業者において、売却先の事業者に対する販売先の制限、中古端末取扱事業者との取引の直接的・間接的な拒絶・差別的取扱い、不当に高い価格での下取りが行われている実情は確認されなかった。

(2) 意見

① 多様な端末の流通

³¹ MN03社の2018年下半期発売端末と2019年下半期発売端末の価格帯を比較すると幅広い価格帯の端末が取り扱われるようになってきている。

³² 2019年11月から、ビックカメラやヨドバシカメラ等の量販店において、SIMフリーのiPhoneの取扱を開始（2019年11月19日発表）。

³³ 審査は、実地の確認を行った上で、外部有識者を中心とする審査委員会により行うこととしており、また、2年間の更新制とすることとしている。

ア 構成員の意見（合同会合における消費者保護WGの構成員の意見を含む。）

- ・ 通信契約による縛りは撤廃されたが、SIMロックと端末買換条件による端末による縛り等、実質的な囲い込みの懸念があるのではないか。
- ・ 改正法の議論では、端末・通信の分離のみならず、消費者へのわかりやすい料金、スイッチングコストの引下げによる消費者選択の増加といった点も議論してきたが、購入端末にSIMロックや端末の買換条件がある端末購入プランは、スイッチングコストの引下げ、囲い込みを減らすことには対応していない。
- ・ 修理対応が終了した端末に対しても、知らずに端末補償サービスの代金をずっと払い続ける利用者もいる。

イ 事業者等の意見

- ・ 割引を受ける者と受けない者との間で不公平があるとの指摘を受けて、改正法の施行後は端末購入補助を縮減し、通信料金の引下げに取り組む。分離プランの導入に伴い、端末は原則定価で販売するとともに、利用者の購入に係る負担を軽減するため、粗利の削減等の努力を通じた端末価格の引下げに加えて、端末返却を条件に端末代金の一部を支払い不要とする「スマホおかえしプログラム」を2019年6月から提供している。さらなる端末の低価格化については、通信料金を原資として行われる端末購入補助ではなく、メーカーによる端末の低価格化や事業者による端末粗利の縮減等によって実現されるべき。（第13回会合：NTTドコモ）
- ・ 携帯端末を一般的な市場価格より低廉な価格で提供できていると考えており、これからもさらに4万円以下のスタンダードのモデルをラインナップとしてそろえていきたい。（第19回会合：NTTドコモ）
- ・ 通信料金と端末代金の完全分離に対応し、端末について、物販として供給し、料金を買やすくすること自体は否定されるものではないと考えており、通信市場と端末市場のそれぞれで競争が促進すれば、最終的にはユーザの便益にもつながるものと考えている。（第18回会合：ソフトバンク）
- ・ 韓国、アメリカでは既に一部で5Gの商用化が開始されており、中国では数多くの端末が既に発表され、ショップ等に5G環境と端末を実装して消費者が5Gを体験できるようになっている。こうした動きに日本が遅れをとることがないように配慮願いたい。（第16回会合：全携協）

② 中古端末の流通

ア 構成員の意見（合同会合における消費者保護WGの構成員の意見を含む。）

- ・ 中古端末について、IMEIによる検索でネットワーク利用制限の状況（残債の返済状況）がわかる仕組みとなっているが、全ての事業者が対応しているわけではないこと、SIMロックとダブルで制限をかけていることから、ネットワーク利用制限についても、妥当性を検討する必要がある。
- ・ 個人間取引のプラットフォームには、かなりの数の中古端末が出回っており、出品時のルールはあるものの利用者情報の消去については、まだ取組が遅れているのではないかと。端末に記録された情報は、端末の売主の情報に限られないため、意図しないところで自分の情報も一緒に出回ることがないようにすることが必要。また、利用者情報の消去の困難性についての周知もしていくべき。
- ・ 端末市場の活性化を図るためには、中古市場における端末の適切な取引が非常に重要であり、売り手も買い手も、適切なものが流通しているという安心感があれば取引の活性化が促されるので、個人間取引においても、プラットフォーム事業者による適切な取組の実施が重要。
- ・ 個人間取引について、どの利用者がどのプラットフォームを利用しても、必要な事項が記載されているような仕組みに整えていくために、出品者が記載すべき事項、プラットフォーム事業者が点検することが望ましい事項などについて、自主的対応の基準となるような考え方をどこかで整理することも必要になってくるのではないかと。これらの取組は、苦情対応などのコストを減らす意味で、プラットフォーム事業者にとってもビジネスモデル上有用なインセンティブにつながると思う。
- ・ 中古端末取扱事業者の認証制度について、認証の管理をしてステータスを保持していくのは大変なので、しっかりと取り組んでいただきたい。また、中古端末の流通に関するトラブル対応の窓口を設置することも検討してはどうか。
- ・ 国連の持続可能な開発目標（SDGs）の作る責任、使う責任に基づき、利用者も廃棄・保管している端末に使われている希少な資源を無駄にしないよう、リデュース・リユース・リファービッシュ・リサイクルのそれぞれの取組の必要性を念頭に置いて欲しい。例えば、中古端末取扱事業者において、個人情報の上書き消去、証明書が発行されるような仕組みがあれば、使い終わった端末の回収が進むのではないかと。
- ・ 中古端末については、通信料金と端末代金の完全分離により端末購入補助が最大2万円となり、端末の値段が上がってきているので、徐々に中古端末が市場に流通し始めるのではないかと。端末そのものの流通の

みならず、再生端末、リファーマービッシュ端末、さらには純正部品の流通も期待される。

(3) 対応の方向性

① 多様な端末の流通の促進

新事業法による通信料金と端末代金の完全分離により、利用者が端末自体の本来の価値を基に自らのニーズに応じた端末を適切に選択することができるようになり、結果として、端末自体の魅力による本来あるべき競争が実現することが期待される。また、端末の取扱については、本来の利用者のニーズに対応し、中低価格帯の端末や中古端末など多様な端末が提供されることや、値引き等に頼らない5G端末をはじめとする端末自体の魅力が訴求されることなどが期待される。

総務省においては、改正法の施行後の端末市場の変化について継続的に注視していくことが求められるのではないかと。特に、中低価格帯の端末や中古端末等の流通する端末の多様化や、2020年春に発売される予定の5G端末に係る状況等について、継続的に注視していくことが重要なのではないかと。また、端末の販売・流通形態についても、改正法の施行も踏まえ、自社の回線契約者以外の者に対する端末販売、量販店によるSIMフリー端末の販売の拡大といった動きが見られることから、その変化について、継続的に注視していくことが必要ではないかと。

② 中古端末の流通の促進

中古端末の流通については、2018年度のMN03社の下取り・売却台数は約640万台、中古端末取扱事業者の買取台数は約178万台、販売台数は約135万台となっており、その他にも、MVNOによる中古端末の取扱や、個人出品が可能なプラットフォーム等を経由した個人間取引も広く行われるようになってきている。他方で、総務省による利用者アンケート³⁴によると、端末の処分方法として、56.9%の利用者が「自ら廃棄・保管」をしている実態が示されており、その流通の促進が課題となっている。

端末に対するニーズが多様化に対応し、廃棄されたり、退蔵されたりしている端末を有効に活用していくことが必要であり、また、資源の有効活用の観点からも、その推進が求められる。その際、中古端末の流通の形態は多様であり、そのままの形で再利用するリユース品としての利用、メーカー等によ

³⁴ 電気通信事業分野における市場検証（2018年度）年次レポート

る修理を行って再利用する修理品（いわゆるリファービッシュ品）としての利用、修理のための部品としての一部部品の活用や金属資源その他の素材としての再利用等の様々な利活用方法が考えられるため、端末の状態に応じて適切な形態による流通の促進が図られることが望ましいのではないかと。

中古端末の流通の促進のためには、消費者が安心して端末を売買できる環境の整備が重要であり、利用者情報の消去、バッテリーに関する情報の表示等の利用者の中古端末の売買に対する不安に対応するリユースモバイルガイドラインの策定・運用は重要な取組である。また、中古端末の売買をしようとする利用者がリユースモバイルガイドラインに準拠している中古端末取扱事業者を容易に認知できることは、実際の売買においては不可欠ともいえるものであり、認証制度の開始とその信頼性を確保するための確実な運用は重要である。そのような民間事業者による利用者が安心して中古端末の売買を行えるようにする取組については、その着実な実施とさらなる強化が望まれるのではないかと。総務省においては、その取組を引き続き支援していくことが望ましいのではないかと。

個人間の取引に関し、プラットフォーム事業者では、ネットワーク利用制限の表示やIMEIの表示等の出品に関するルール策定・運用、出品される端末の検品等のサービスの提供等、それぞれのプラットフォーム事業者において工夫した取組が行われてきている。これらのプラットフォームを通じた中古端末の流通の促進のため、利用者が安心して取引を行うことができるよう、利用者が不測のトラブルに遭わないようにすることが重要であり、プラットフォーム事業者においては、出品者・購入者双方に対する適切な情報提供の実施や周知などの取組が行われることが望ましいのではないかと。その際、利用者保護の観点から最低限必要な事項等について、プラットフォーム間に共通のものとして整理していくことも考えられるのではないかと。

中古端末の流通の実態については、総務省において、公正取引委員会と協力した調査の実施・公表をしており、引き続き、両方で連携しながら、中古端末の流通の実態について調査し、必要に応じ、対応を行っていくことが望ましいのではないかと。また、中古端末に関しては、数年で消耗することが多いバッテリーなどの部品について、必要な修理部品が供給されないことにより、適切に修理することができず、結果として、その流通が阻害されるとの指摘もあり、そのような状況についても、注視していくことが望ましいのではないかと。さらに、多様化する中古端末の流通について、事業者による下取り、中古端末取扱業者による売買、個人間取引、MVNOによる取扱い等を含め、総合的に把握し、状況を注視していくことが望ましいのではないかと。

5. 通信料金等の総額表示の促進

(1) これまでの経緯等

期間拘束のある料金プランについて一定の条件の下での最初の1年間等の期間を限定した割引が行われる中で、月ごとの支払額を提示するだけでは利用者が適切に拘束期間全体での自らの支払額を把握することが難しいとの指摘や、公正取引委員会調査の指摘³⁵（2018年6月）を踏まえ、中間報告書では、事業者において、期間拘束を伴う料金プランについては、利用者が料金プランを選択する際の参考にできるように契約時及び更新時の両方について、単月の支払額のみでなく、拘束期間全体において利用者が支払う通信料金と端末代金の総額の目安を併せて示すことが適当とし、総務省において、電気通信事業法の消費者保護ルールに関するガイドライン（2016年3月策定。以下「消費者保護ガイドライン」という。）の改正を含め、速やかに必要な措置を講ずることが適当と提言した。

中間報告書の提言を踏まえ、総務省では、2019年9月に消費者保護ガイドラインを改定し、同年10月から携帯電話サービスの提供条件の説明時等において拘束期間全体にわたる通信料金と端末代金の総額の目安を示す必要があることを位置づけた。具体的には、期間拘束のある携帯電話サービスの新規契約、変更契約又は更新契約を締結しようとしている利用者に対し、事業者のシステム改修等の準備状況等の特段の事情がない限り、少なくとも、①通信料金、②携帯電話端末、タブレット等のサービスの利用に不可欠な端末の売買代金及び③初期費用（事務手数料等）について、拘束期間全体にわたる総支払額の目安を明示することが適切とした。

消費者保護ガイドラインの改正を受け、MNO3社のうちNTTドコモ及びKDDIでは、2019年10月から、新たな料金プランについて、新規契約を締結しようとしている利用者に対する総額表示の運用が開始された。なお、ソフトバンクは、期間拘束のある料金プランを廃止したため、新規契約を締結しようとしている利用者に対する総額表示の運用は行われていない。

³⁵ 「携帯電話市場における競争政策上の課題について（平成30年度調査）」（2018年6月28日公正取引委員会）では、「MNOと契約した場合の一定期間の費用総額のイメージを持ってないまま、一括で示される端末値引き額の大きさに誘引されて、本来の選好に沿った選択をできていない消費者がいる可能性があること」から、「MNO各社は少なくとも期間拘束契約をする場合には、当該期間において利用者が支払う通信役務と端末代金の総額費用の目安を消費者に示すことが望ましい」と指摘されている。

(2) 意見

ア 事業者等の意見

- ・ 店頭での新規契約分の総額表示については2019年10月受付分より開始。自動更新分については、システム整備に時間を要することから、2020年1月送付分（2020年2月更新）より開始予定。WEBシミュレーションでの総額表示については現在検討中。（消費者保護WG第15回：NTTドコモ）
- ・ 店頭での新規契約分の総額表示については2019年10月受付分より開始。自動更新分については準備中。ウェブ掲載分については、システム整備に時間を要することから、2019年度内を目途に開始予定。（消費者保護WG第15回：KDDI）
- ・ 新料金プランでは期間拘束を撤廃したため、新規契約分の総額表示は不要。期間拘束が残る既契約の自動更新時の総額表示については準備中。（消費者保護WG第15回：ソフトバンク）

(3) 対応の方向性

MNO各社では、新規契約を締結しようとしている利用者に対する総額表示について消費者保護ガイドラインに沿った運用を開始しているが、更新契約等を締結しようとしている利用者に対する総額表示はシステム改修等が必要となるため、2020年1月以降順次行うこととしている。**MNO各社においては、期間拘束のある契約に関し、新規契約、変更契約及び更新契約を締結しようとしている利用者の全てに対する総額表示が速やかに実現されるよう、システム改修等の取組を早急に進めることが必要ではないか。**総務省においては、引き続き、各事業者の取組の状況を注視していくことが適当ではないか。

6. 広告表示の適正化

(1) これまでの経緯等

広告表示に関しては、販売代理店の店頭広告、テレビCMやウェブ広告等について、一部の利用者にしか適用されない安価な料金プラン（条件付最安値）を強調したものや、「端末実質0円」、高額のカッシュバック等を訴求するもの等の問題のある広告表示が行われているとの指摘があり、また、消費者庁において2018年11月に携帯電話事業者の広告表示について一部で実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される得る広告表示

がみられることについて指摘³⁶されたことを踏まえ、中間報告書では、関係者において、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）で問題となるおそれのある広告等の不適切な広告が掲示されないよう自主的な取組を強化することが望ましく、具体的には、事業者による事前及び事後の対応、販売代理店への適切な指導等の着実な実施が期待され、関連事業者団体においては、現行の自主基準等の内容及びその運用について検討することが望ましいと提言した。

消費者庁では、さらに、2019年6月に、2018年11月の指摘の後の店頭広告の状況について、一部には支払総額や月額を支払金額が表示されるなど、一定の改善が見られる一方で、依然として安さを強調した販売価格の表示に比べ、その適用条件の表示は一般消費者が十分に認識できるような方法とは必ずしもなっていないものが見られるとの指摘をしている³⁷。

総務省では、2019年6月及び9月のMNO各社に対する要請において、景品表示法等で問題となり得る店頭での広告表示が行われないう、事前及び事後の確認等の対応を進めるとともに、販売代理店に対する指導を適切に実施するよう求めた。

中間報告書の提言、消費者庁の公表、総務省の要請等を踏まえ、電気通信サービス向上推進協議会及び電気通信事業者協会では、自主的な取組のさらなる強化を行っている。具体的には、電気通信サービス向上推進協議会及び電気通信事業者協会では、テレビ広告（特に条件付最安値表示）の審査に活用するため、消費者からの意見を反映するための消費者モニターを2019年度中に開始することとしている。また、電気通信サービス向上推進協議会では、各事業者による店頭広告に係る自主チェックの運用状況の監査を2019年10月から開始するとともに、2018年11月及び2019年6月の消費者庁の指摘を踏まえた店頭広告の適正化、テレビ広告での条件付き最安値訴求における制約条件の明確化、ウェブ広告での注釈の入れ方等を内容とした自主基準及びガイドラインの改定を2019年度中に行うこととしている。

また、一部の事業者による端末の残債免除プログラムに係る広告に関しては、総務省では、2019年10月に、利用者に誤解を生じさせないよう必要な見直しを行うこと等について関係事業者に対する要請を行い、消費者庁

³⁶ 「携帯電話等の移動系通信の端末の販売に関する店頭広告表示についての不当景品類及び不当表示防止法上の考え方等の公表について」（2018年11月13日）

³⁷ 「携帯電話端末の店頭広告表示等の適正化について～携帯電話端末の店頭広告表示とMNPにおける違約金の問題への対応～」（2019年6月25日）

では、携帯電話端末購入時の毎月の支払額や残債免除プログラムの表示について一般に向けた注意喚起等³⁸を行うなど、連携して対応を行ってきており、これらの要請等を受け、関係の事業者においては、残債免除プログラムの名称の見直しを含めた広告表示の見直しを迅速に実施している。

なお、2019年8月には、本研究会において、一部の販売代理店において、改正法の施行前に、施行後に禁止される端末と通信のセット割引の駆込みの利用を煽る広告が掲示されている例があるとの指摘があり、関係事業者及び販売代理店において改善の対応が行われた。

(2) 意見

ア 構成員の意見（合同会合における消費者保護WGの構成員の意見を含む。）

- ・ 電気通信サービス向上推進協議会の取組について、自主基準に違反した際の処置についても明確にしておくことで信頼が高まる。（第16回）
- ・ 広告を見て契約した人に対して店舗でどういう説明をしているのか、事業者が把握しておくべき。
- ・ 事業者によって取組の足並みがそろっていないこと自体が問題。足並みがそろわないのであれば、例えば、他社の不適切な広告について相互に監視していくことも考えられるのではないか。
- ・ 業界団体における取組としては、各社の状況を把握し、問題提起や改善の方向性を示していくことが必要ではないか。
- ・ 店頭広告の問題は日々販売代理店を訪問している各社の営業担当者がきちんとチェックすれば解決するものであり、例えば、問題があった場合に営業担当者に何らかのペナルティを科すという方法も考えられるのではないか。
- ・ 打消し表示は非常に難しく、特に魅力的な条件がすり込まれてしまった場合に、その印象を打ち消すのは極めて困難であることに留意する必要がある。

(3) 対応の方向性

MNO各社をはじめとする事業者においては、現在、販売代理店が行う店頭広告について、事前の確認を行うとともに、必要に応じて事後の確認を行っているところ、消費者庁の見解等も踏まえ、利用者が誤解することのないよう、店頭掲示物の自主的な確認を強化するとともに、販売代理店に対する指導を適

³⁸ 「携帯電話端末の広告表示に関する注意喚起等について」（2019年9月26日）、「自分に合ったスマートフォンの買い方をしよう！」（2019年11月6日）

切に実施していくことが重要ではないか。また、SNSやチラシなど店頭広告以外の販売代理店による広告に関しても、個別に問題となった事案も出てきており、利用者に誤解を与えないよう、販売代理店に対する指導を強化していくことが必要ではないか。これらの取組を行うにあたっては、自主基準・ガイドライン違反等の問題となる広告表示が行われた場合における対応の在り方を含め、その実効性の確保のための仕組みについても検討することが望ましいのではないか。

電気通信サービス向上推進協議会においては、各事業者における事後の確認の内容の確認・監査、テレビ広告の審査における消費者モニターの導入等について、予定しているスケジュールに沿って実施していくほか、自主基準・ガイドライン違反があった場合の業界団体としての対応の在り方について検討を進めることが望ましいのではないか。また、各事業者における課題を共有しつつ、利用者の意識なども踏まえ、自主基準・ガイドラインの遵守のための業界としての取組や自主基準・ガイドラインの見直しについて、継続的に実施していくことが望ましいのではないか。

総務省においては、広告表示に係る2019年6月及び9月の要請を受けた各事業者の対応の状況を引き続きフォローアップしていくことが必要ではないか。また、2019年10月に拡充された情報提供窓口に寄せられる不適切な広告表示に係る情報を踏まえ、関係する事業者・販売代理店に確認することにより自主的な取組が適切に実施されるよう、事業者・販売代理店と連携を行っていくことが望ましいのではないか。

7. 改正法施行後の状況の評価・検証

(1) これまでの経緯等

改正法の施行後のモバイル市場の状況の評価・検証について、中間報告書では、従来から行われている市場の状況や事業者間関係に係るモニタリング及び消費者保護に係る規律の遵守状況に関するモニタリングに加えて、利用者料金その他の提供条件の状況やそれに関する利用者の認識、総務省の取組の進捗等を総合的かつ継続的に把握・分析することが有用であり、専門家の意見も交えて、モバイル市場の状況、利用者の認識、総務省を含む関係者の取組の進捗等を総合的かつ継続的に把握・分析するモニタリング体制を整えることが適当と提言した。

総務省では、「電気通信事業法の一部を改正する法律によるモバイル市場の

公正な競争環境の整備に関する基本的考え方」(2019年8月公表)において、改正法の施行後、毎年、改正法により講じた措置の効果やモバイル市場に与えた影響などについて評価・検証を行うこととし、その評価・検証の結果を踏まえ、改正法に基づく措置について、不断に規律の見直しを行うこととする方針³⁹を示している。また、「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針(令和元年度版)」(2019年8月公表)において、中間報告書で挙げられた事項に関するモニタリングについては、電気通信市場検証会議の下で、市場検証に関する取組の一環として実施することとしている。

本研究会においても、消費者保護WGと合同で、2019年8月及び11月に、改正法の施行前後の事業者等の取組の状況等⁴⁰、中古端末を含む端末市場の動向⁴¹、SIMロック解除手続やMNP手続等の現状や、総務省が実施した利用者アンケートの結果等について確認し、議論を行った。

(2) 意見

ア 構成員の意見(合同会合での消費者保護WGの構成員の意見を含む。)

- ・ 評価・検証は、できるだけ永続的に続けていただきたい。専門家による検証が行われ、それがエビデンスという形になっていることは、今後の政策形成における合理性や国民の納得性を考える上で非常に重要な基礎になる。定量的なデータや個別調査について、制約や濃淡はあると思うが、継続して取組を続けるための枠組みや方法について積極的に検討することが必要。
- ・ 政策が狙いどおりの効果を得られたかモニタリングする必要性については、例えばMNPの件数の推移や料金の推移といった評価すべき項目をあらかじめ決めて、それについての情報を積極的に集める努力が必要ではないか。制度のもたらす好ましい効果だけではなく、副作用の部分も拾い上げられるような指標を定めて、その準備をしていくための

³⁹ 「電気通信事業法の一部を改正する法律によるモバイル市場の公正な競争環境の整備に関する基本的考え方」(令和元年8月23日)

⁴⁰ 第16回会合(2019年8月29日。消費者保護WG第14回会合との合同会合。)では、MN03社、楽天モバイル、(一社)全国携帯電話販売代理店協会及び電気通信サービス向上推進協議会からのヒアリングを行うなどして、改正法の施行に向けた準備状況について議論した。また、第20回会合(2019年11月20日。消費者保護WG第19回会合との合同会合。)では、MN03社からのヒアリングを行うなどして、改正法の施行前後の取組及び利用者の新料金プランへの移行促進に向けた取組について、フォローアップを行った。

⁴¹ 第21回会合(2019年12月2日)では、リユースモバイル・ジャパンからのヒアリングを行うなどして、中古端末市場に関する状況を確認した。

議論が必要。

- ・ 改正法による措置によって、端末購入補助を求めて事業者を乗り換えるような者が減ることから、一度MNPの数は減り、その後、よりシンプルで縛りのないサービスが普及していくことによって、MNPが安定的に増加していくことになるものと考えられるため、MNPについては、「真水のMNP」を見極めることが必要。
- ・ 意識調査は、時代に合わせて項目の追加や削除も行いながら、ぜひ継続的に実施してほしい。クロス分析を行っていくことで、どこに着目してどのように施策を行えば良いかが判明するだろう。
- ・ 各事業者の取組が広がっていくことで、時間はかかるかもしれないが、日本の携帯電話の利用者の不信感が徐々になくなっていくのではないかと期待。意識調査の結果も「高い、納得していない」ではなくて、「高いけど納得している」、「安いし納得している」という人が増えていくのではないかと期待。
- ・ 意識調査は有用な調査であり、定期的に継続して実施することで、電気通信サービスのよりよい状況をつくり上げていくことができる。事業者にも活用してほしい。
- ・ 消費者にとって、理解しやすいこと、負担が小さいこと、選択肢が用意されていることが前提だが、5GやIoTサービスなど、通信サービスが大きく変化する状況において、事業者の企業努力によるビジネスモデル開発が阻害されないためにも、今後の政策形成においてはこうした意識調査によって明らかになる事実を踏まえた検討が必要不可欠である。
- ・ 事業者の企業努力による料金プランの開発・策定は消費者の便益に資するものである限り歓迎したいが、消費者が理解しやすく負担の小さい料金プランと、その精神に基づく事業者間のイコールフットィングの実現が必要。今後も消費者保護ルールやモバイル市場の競争環境について、それぞれモニタリングに基づく事実の確認と、両者が適切に連携した形での政策検討の継続が必要ではないか。
- ・ 携帯電話の料金水準や料金プラン等について利用者の意識を把握することは、EBPMの観点からも極めて重要であり、貴重な検討材料となることから、大きな意義がある。今後は設問の設計や分析方法について細かなメンテナンスを重ねながら、原則として同じ設計による調査を継続的に実施して、政策の影響やそれに伴う事業者の取組を評価するための定点観測を行うことが強く期待される。
- ・ 施策を評価して、モバイル市場に関する知見を蓄えていくのは、その

先の施策の立案を考えていく上でも重要。改正法による施策について、スイッチングコストに占める施策の影響度、具体的には、どれだけ事業者乗換えが促されたのかを確認していくべき。

- ・ データによる検証を軸に据えることは重要。今後、評価・検証の結果を踏まえ、その次の施策を検討するというサイクルができるといい。

イ 事業者等の意見

- ・ 今回の事業法の改正により目指す姿を実現していく過程において、市場の大きな変化が見込まれる。今後の市場状況の変化を絶えず注視するとともに、現場を担う販売代理店の声にも耳を傾けていただきたい。年度ごとの振り返りに限らず、必要に応じて臨機応変な規律の見直し等を柔軟かつ迅速に行っていただきたい。(第16回会合：全携協)

(3) 対応の方向性

改正法の施行後のモバイル市場に関する今後の評価・検証については、通信・端末の両市場の状況を含むモバイル市場の変革の進捗について、モバイル市場における公正競争の促進に関する関係者による取組の効果を含め、定性的・定量的に実施していくことが適当ではないか。

具体的には、市場の状況について、総務省において報告規則や報告徴収で事業者等から報告を受けることとなっているデータ等の定量的なデータを活用した分析を行うことが重要ではないか。その分析にあたっては、例えば、通信料金の水準、提供されるサービスの品質、サポートの内容など、多角的な観点から行うことが必要なのではないか。また、定性的なデータとして、事業者、販売代理店、業界団体のほかメーカなどの関係者からのヒアリングを通じて市場の動向を把握するとともに、アンケートによる利用者の意識調査などにより利用者の意識も確認することが望ましいのではないか。さらに、評価・検証を進めるにあたっては、国内のみならず海外における状況も参考としつつ、総合的に行うことが重要ではないか。

これらの評価・検証により、通信料金収入を原資とする過度の端末代金の値引き等の誘因力に頼った競争慣行の根絶に向けた状況等のモバイル市場の変革の状況を把握するとともに、モバイル市場において公正な競争環境を阻害しうる新たな課題はないか、固定通信サービス市場等の隣接する通信市場における課題はないか等について継続的に注視し、新事業法による規律の運用・執行に関する課題やその見直しの必要性について不断に検討していくことが重要ではないか。

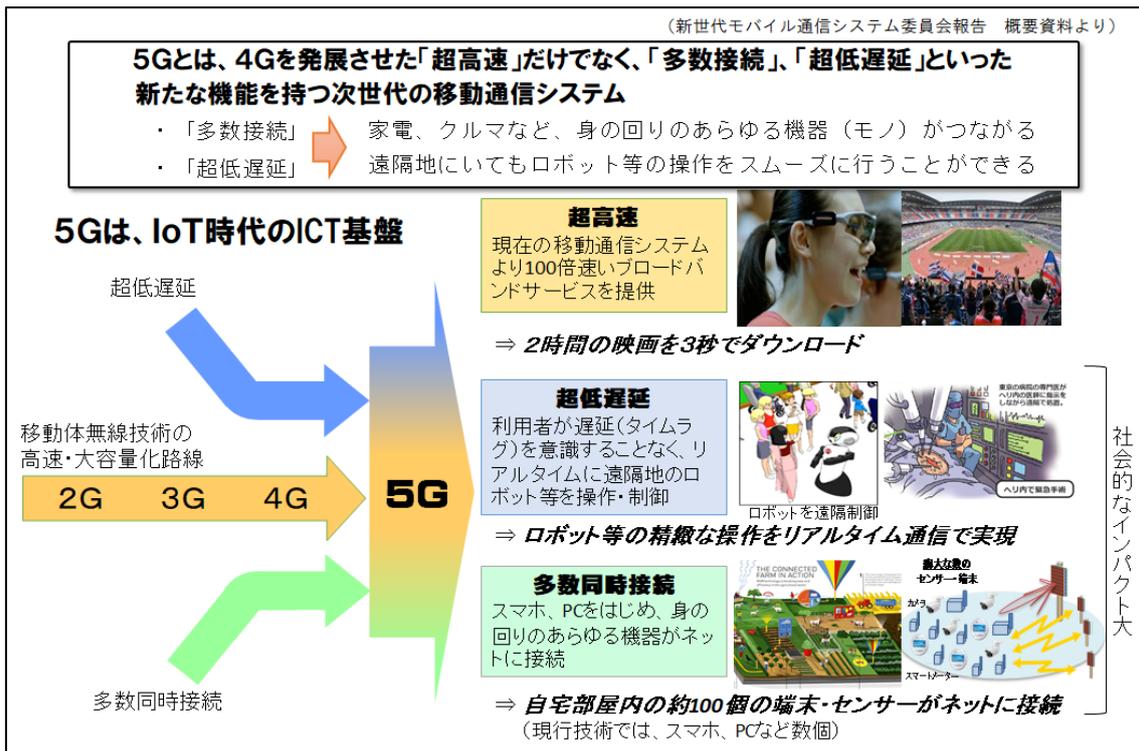
II 事業者間の競争条件に関する事項

1. 5G導入当初（NSA構成段階）における課題

(1) これまでの経緯等

第5世代移動通信システム（以下「5G」という。）においては、第4世代移動通信システム（以下「4G」という。）におけるサービスを発展させた「超高速・大容量」に加え、遠隔地のロボット等の操作をスムーズに行う「超低遅延」、家電、車など身の回りのあらゆる機器がネットワークにつながる「多数同時接続」といった、多様なニーズに応じた付加価値の高い新たなサービスの提供が可能となる（図表1参照）。

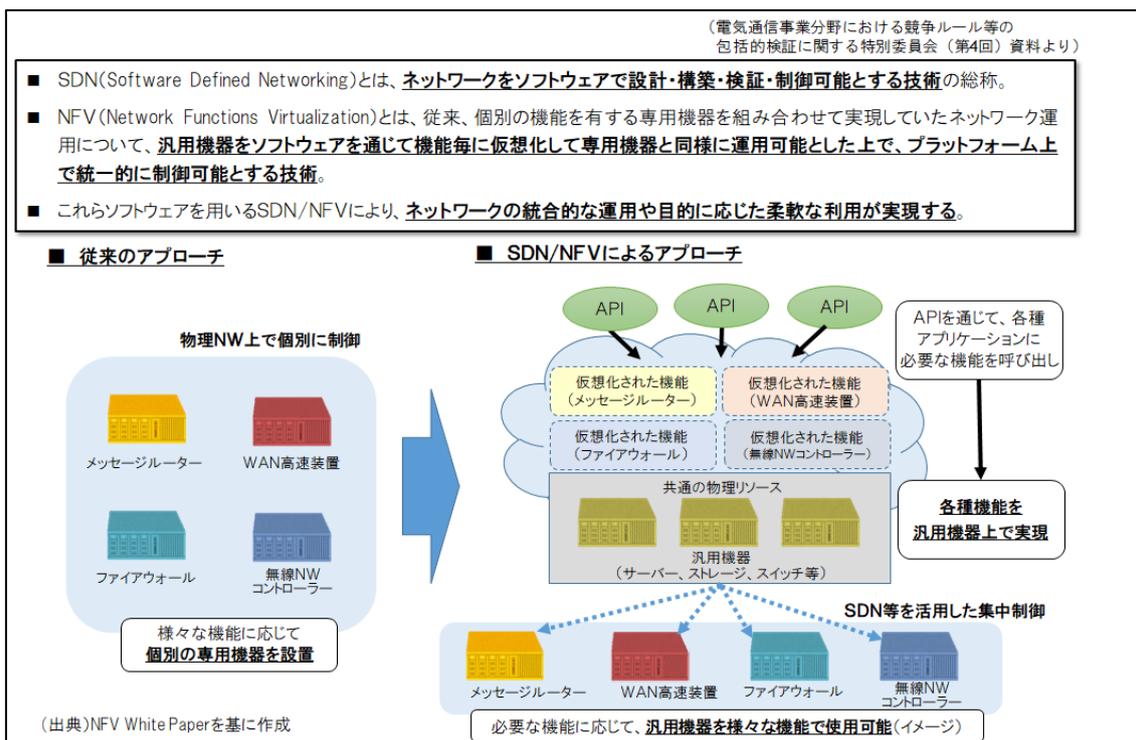
図表1 5Gにおいて実現可能となるサービス



そうした新たなサービスの提供を可能とするものとして、5Gにおいては、ネットワークの様態が変化する。ネットワーク仮想化技術、すなわち、ネットワークをソフトウェアで設計・構築・制御する技術（SDN:Software Defined Networking）、ネットワークの機能を専用設備により実現するのではなく汎用的な設備を仮想化することにより実現する技術（NFV:Network Function

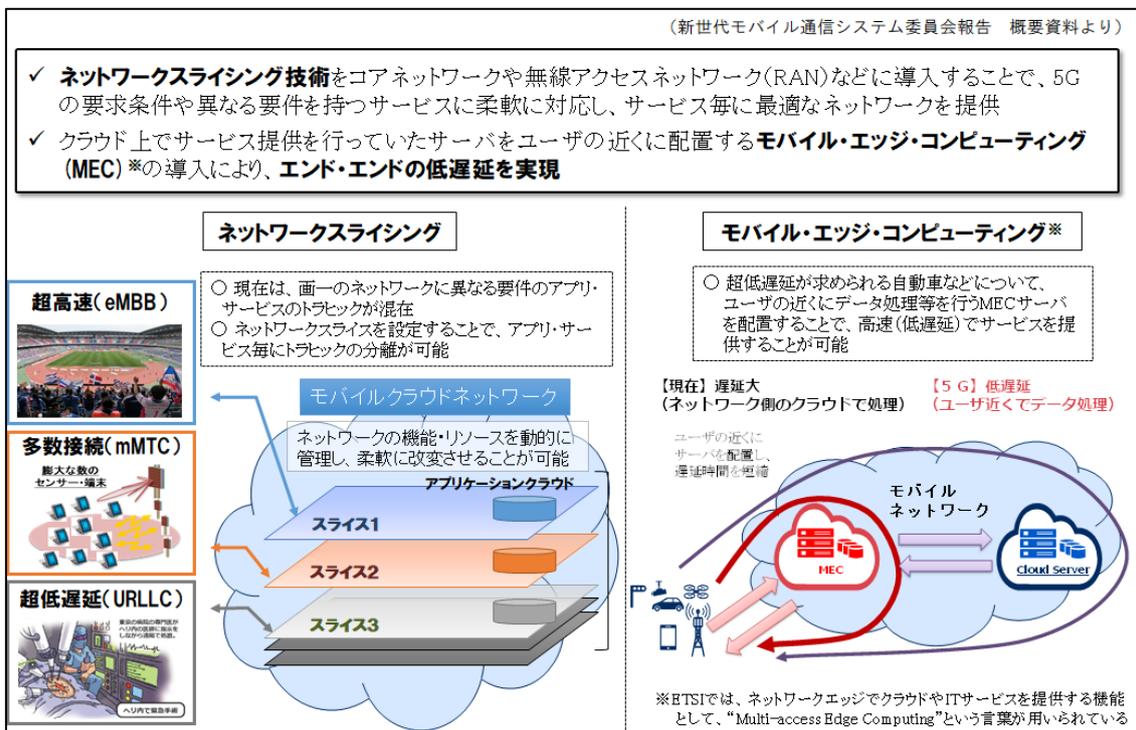
Virtualization) の導入により、設備の汎用化が進展するとともに、ネットワークにおける機能実現において、ソフトウェアの果たす役割が一層高まることが想定される(図表2参照)。また、これにより、ネットワーク構築において、自らの設置する設備ではなく、クラウド等他者の設置する設備の利用が進展することが想定される。

図表2 ネットワーク仮想化技術 (SDN・NFV)



また、ネットワークスライシング技術の導入により、コアネットワークや無線アクセスネットワークにおいて、スライスと呼ばれる要件の異なる仮想ネットワークを複数同時に構築することが可能となり、これにより、「超高速・大容量」、「超低遅延」、「多数同時接続」といった要件の異なるサービスを複数同時に提供することが可能となる。また、データ処理等を行うサーバを利用者の近くに配置することで遅延時間を短縮するモバイル・エッジ・コンピューティングの導入により、エンド・エンドの「超低遅延」サービスの実現が可能となる(図表3参照)。

図表3 ネットワークスライシング、モバイル・エッジ・コンピューティング



5Gについては、特定基地局の開設計画の認定が2019年4月に行われ、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者（以下「二種指定事業者」という。）各社は、図表4のとおり、2020年春のサービス開始を予定している。

図表4 二種指定事業者における5G商用サービス開始予定

二種指定事業者	5G商用サービス開始予定
NTTドコモ	2020年春に商用サービス開始予定
KDDI	2020年3月より5Gサービスを正式に開始予定
ソフトバンク	3月予定 5G商用サービス開始（超高速・大容量）

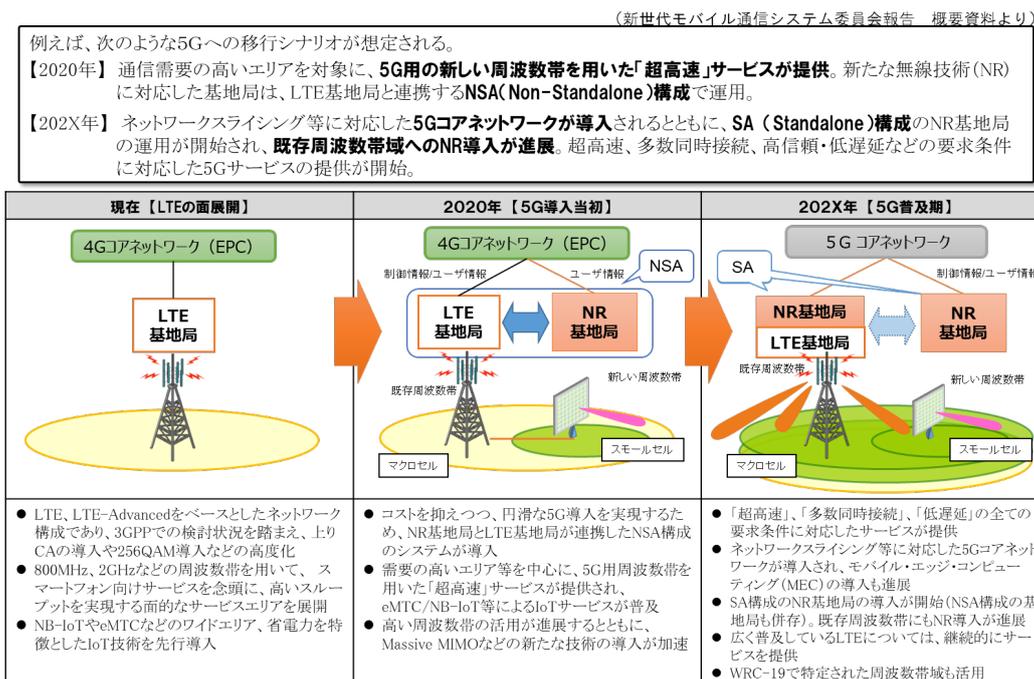
※ 第17回会合（2019年9月11日）における各社説明資料より作成。

5Gのネットワークについて、5Gサービス開始当初は、コストを抑えつつ、円滑な5Gの導入を実現するため、4Gのコアネットワークにより5Gの基地局と4Gの基地局を連携させて動作させる「NSA (Non-Stand Alone) 構成」によりネットワークが運用されることが想定されている。これにより、需要の高いエリアを中心に5G基地局の整備がなされ、「超高速・大容量」のサービスが提供されることが見込まれている。

その後、5Gサービスの普及期においては、4Gのコアネットワークから独立し

た5Gコアネットワークが導入され、5Gの基地局を単独で動作させる「SA (Stand Alone) 構成」によりネットワークが運用されることが想定されている。これにより、「超高速・大容量」に加え、「超低遅延」及び「多数同時接続」といったサービスの提供が、ネットワークスライシング、モバイル・エッジ・コンピューティングにより順次開始されることが想定されている（図表5参照）。

図表5 4Gから5Gへの移行



このように、5Gは、モバイル市場におけるサービス及びネットワークの様態に変化をもたらすものであるところ、そうした変化は、二種指定事業者とMVNOとの間の公正競争に大きな影響を及ぼすこととなることが想定される。

中間報告書では、5Gの進展に応じた新たなサービス提供が見込まれる中、予想される様々な動向を見据えつつ、将来生じることが想定される課題に関し、その対応方法や詳細な検討を行うべき時期等について、現時点で検討しておくことが適当と考えられるとし、こうした課題について、中間報告書の取りまとめ以降、議論を深めることとすることが適当である旨の指摘を行ったところである。

(2) 意見

本研究会において、5G時代における課題について、「5G導入当初（NSA構成段階）における課題」と「本格的な5G時代（SA構成段階）における課題」に区分

した上で、前者について、論点として、「5Gについては、来年春のサービス提供開始が見込まれるところ、MNOとMVNOの公正競争確保の観点から、MVNOにおいても利用者への提供を円滑に開始できるようにすることが重要ではないか」、「MNOにおける5Gの利用者への提供予定（提供開始時期、利用者料金設定の考え方等）、MVNOへの開放予定（開放開始時期、設備改修等開放開始までのスケジュール、接続料設定の考え方等）を確認し、課題を抽出の上、適切な対応を促す必要があるのではないか」と示して討議を行った中で、二種指定事業者及びMVNO並びに構成員から次のような意見が示された。

① 二種指定事業者

- ・ 2020年春の5G商用サービス開始と同時期にMVNOに5Gを提供する考え。既にMVNOに5Gに関する情報提供を実施している。従来の接続点により、回線容量単位での提供を予定。実際に同時期に実現できるかはMVNO側の準備次第。接続料は、当初はNSA構成であること、エリアが十分ではないことを考えると、LTE導入の際と同様、5GとLTEを合わせて算定するのではないかと考えている。（第17回会合：NTTドコモ）
- ・ 5G時代のMVNOの促進としては、L2接続やIoTプラットフォーム等の5Gネットワークを活用できる環境整備を計画している。MVNOには、2020年3月の商用サービスの開始当初から卸役務や相互接続により5Gを提供できるよう、標準プラン、約款等を準備していきたい。技術等詳細を詰めている段階であり、この秋以降、できるだけ早く情報提供を行うよう準備中。接続料は、4Gと5Gを分けて原価を算定し、5Gの原価を5Gの需要で割る考え方であれば、両者を合わせて算定する方法もあると思う。3月に向けて検討中。（第17回会合：KDDI）
- ・ 5G商用サービスは2020年3月に開始予定。MVNOへの提供はこれと同時期を予定。5Gサービス開始当初はNSAで4Gコアネットワークをベースに大容量サービスを提供。細かい条件は今秋以降できるだけ早い段階で提示できるよう検討中。接続料は、従来の回線容量単位で提供見込み。NSA構成は4Gのコアネットワークを用いるので4Gと同じ考え方で計算するのが自然。（第17回会合：ソフトバンク）
- ・ MNOがMVNOを利用して他のMNOのネットワークを利用する形態は、①各社が研究開発等競争環境にある中、他社のイノベーションをMVNOとして享受することは、イノベーション競争を阻害する、②MNOでありながら自らの電波を有効利用せず設備投資リスクを負わずに事業展開することは、電波の有効利用、設備競争を阻害する、③経営情報の漏えいにより公正競争が阻害され、円滑な情報提供の妨げになるおそれがあるといった問題

があり、認められるべきではなく、制度整備が必要。楽天はドコモのMVNOとして新規受付を継続する旨発表したが、本来は新規受付を停止し移行を促進すべきであり、遺憾。(第17回会合：NTTドコモ)

② MVNO

- ・ 各MNOが、2020年春の商用サービス開始と同時期にMVNOに5Gを提供することを表明したことは歓迎。MVNOにおいても検討や準備に半年程度必要と想定されることから、提供条件や技術仕様等の情報が早急に提供されることを要望。

NSA構成では制御やデータ転送に4G設備が利用されるため、4Gの接続点や課金方式を踏襲する考え方は、5Gを積極的に利用するMVNOにとって一定の合理性がある。一方、5Gによるコスト増を懸念して4Gのみの提供を希望するMVNOが存在することも考えられ、5G導入による接続料や網改造料への影響等について適切な情報開示を要望する。(第18回会合：一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会(以下「MVNO委員会」という。))

③ 構成員

- ・ NSA構成として5Gと4Gが共存する中、4Gと5Gの原価をどのように考えていくのか、整理が必要。
- ・ 5Gサービス開始当初、MVNOのユーザーの大半は5Gを利用可能な端末を持っておらず、5Gの恩恵を被ることができない。MVNOは従来から低廉な料金によりサービスを提供してきたという観点からは、MVNOの利用者は、5Gを使いたいという意見よりも、もう少し低廉な料金にしてほしいという意見の方が強いのではないかと。4Gへの移行の際も、3Gのサービスで良いと考えるユーザーが多くいた。4Gで満足のユーザーにコストを負担させて5Gをスタートするのはどうなのか。
- ・ 適正な料金の考え方は非常に難しいが、利用者に対してできるだけ情報提供することが大切。明確なルールが示されるということ自体が、最終的には利用者への説明にもなるのではないかと。
- ・ これから来年に向けてサービスが明確になっていくところで、検討も丁寧に行っていただき、そこに合う施策を検討いただきたい。
- ・ MVNOにとって、5Gのみを抜き出して接続料を算定する場合、初期の需要が小さいことから、高額になるリスクがある。後発組にとってはメリットがあるかもしれないが、基本的には、MVNOにとって、MNOと同時期に開始できる方がメリットが多いように感じる。よって、4Gと5Gの一体型の接続料になるのではないかと。NSAにおける投資水準は4Gにおける投資水準とそ

れほど変わらない水準で推移しそうだともMNOから聞いている。何らかの形でキャップをかける等、接続料の水準については現状維持が図られるような方策をとった上で、4Gと5G一体型の接続料にすべき。価値判断の問題ではあるが、単体での値段をつけようとする、異常に高額となってしまうことがあるので、広く薄くというほうが良いのではないか。

- ・ 早期の情報提供についても早めに意識合わせをお願いしたい。
- ・ 5Gサービスを提供する以上は普及させていかなければ意味がない。ただし、MNOとMVNOを含めた競争の確保とサービスの普及について、きちんと優先順位を決めない限り、その関係を捉え切れのではないか。
- ・ 4番目のMNOが登場してきており、それがどこまで計画どおりサービス提供ができるかは大きな要素。競争政策を考える上では、その辺をウォッチしていく必要がある。
- ・ 情報漏えい等は既に発生しているのか、5Gだからこそ想定されるものなのか。既に発生していることだとすると、MNOに対する何らかの規制が望ましいのか、あるいはMVNOの情報管理の課題のようにも見えるので、MVNOに何らかの約束をしてもらい、契約をきっちりするという形で解決できるものなのか。
- ・ 経営情報の漏えいにより、公正競争が阻害され、円滑な情報提供の妨げになるおそれがあるとの指摘については、何らかの手当てが必要なように思う。MVNOは複数のMNOと接続することが可能だが、何らかの形で情報を他社に漏らすことがあり得るとしたら、ファイアウォールをMVNOに課しないと競争法上問題になると思う。MNO側ではどうしようもないので、制度設計上、何らかの縛りをつけることが必要だと思う。
- ・ 秘密保持は法律的には非常に難しい。まず秘密を漏えいさせたかどうかの立証が難しい。立証できれば損害賠償等により対応できるが、立証できず、しかも対象が特許ではなくノウハウである場合、それを法律的にどうやってカバーするか、法律的にはなかなか難しい。5Gで、お互いに知られては困るアイデアを出し合って新しいビジネスをつくっていく中で、逃げられて漏らされてしまった場合、アイデアがものになっていないので、法律的にはなかなか難しい。
- ・ 他のMNOの系列であるMVNOを受け入れることでいいのかどうか。契約や5Gの開発において、他のMNOの系列でない社と系列である社が全く同じ扱いでいいのかという問題提起。MNOは誰にでも開放しなければいけないことと矛盾するようだが、考えなければいけない問題。ただ、解決策はすぐには出てこない。
- ・ 規律をMVNOの立場で考えるのか、MNOの立場で考えるのか整理が必要。

ドコモに対する禁止行為を、どこに話の軸を移して規制をかけていくかということになろうかと思う。もしMNOに対する規律という立場で考えればという限定付きだが、極論として、ドコモ以外のMNOに対する禁止行為というのが入り得る。また、それ以外の方法もあろうかと思う。ただ、立法することにならざるを得ないのかもしれないので、ある程度の下調べ、慎重な検討を前提としなければ、話を進めてはいけないと考える。

(3) 対応の方向性

① MVNOへの機能開放時期

5Gサービスについて、二種指定事業者は2020年春に利用者への提供を開始する予定であるところ、二種指定事業者とMVNOの公正競争確保の観点から、MVNOにおいても同時期に利用者への提供を開始できるよう、二種指定事業者からMVNOに対して5Gサービスの提供に係る機能開放が行われることが適当ではないか。

この点、二種指定事業者各社は、利用者への提供開始と同時期にMVNOに対して機能開放を行う方向である旨表明しており、適切な対応と評価できる。

ただし、MVNOにおいて5Gサービスの提供を円滑に開始できるようにするためには、二種指定事業者において、5Gサービスの提供に必要な情報（例：具体的な機能開放時期、提供エリア、通信速度、接続料、接続点、接続点における技術的条件等）を極力早期にMVNOに対して提供することが重要と考えられ、とりわけ、個別協議、設備改修又はネットワーク試験等、機能開放に先立ちMVNOにおいて何らかの対応を要する事項がある場合は、そうした対応をMVNOが十分な余裕をもって実施できるようなスケジュールで情報提供することが重要と考えられる。

二種指定事業者による情報提供の状況については、図表6のとおり、一部事業者においては一定の情報提供を行っている（12月現在）ものの、総じて、今後、必要な情報提供を行う旨を表明するに留まっており、現時点では、必ずしも十分な情報提供が行われているとは言えない。

二種指定事業者とMVNOとの公正競争確保の観点から、二種指定事業者が利用者向けに5Gサービスの提供を開始するのと同時期に、MVNOにおいても利用者向けに5Gサービスの提供を円滑に開始することができるよう、総務省において、二種指定事業者に対し、

- ・ 自らが利用者向けに5Gサービスの提供を開始するのと同時期にMVNO

に対して5Gサービスの提供に係る機能開放を行うこと、

- ・ MVNOによる利用者向け5Gサービスの提供が円滑に行われるよう、5Gサービスの提供に必要な情報(例:具体的な機能開放時期、提供エリア、通信速度、接続料、接続点、接続点における技術的条件等)をMVNOに対して速やかに提供すること、
- ・ 特に、個別協議、設備改修又はネットワーク試験等、機能開放に先立ちMVNOにおいて何らかの対応を要する事項がある場合は、そうした対応をMVNOが十分な余裕をもって実施できるようなスケジュールで情報提供すること

について、要請を行うことが適当ではないか。

図表6 二種指定事業者によるMVNOに対する情報提供の状況

二種指定事業者	9月11日の段階	現在
NTTドコモ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9月10日に、提供開始予定時期、提供種別(提供単位)、接続点、接続環境における技術的条件について情報提供を実施済み。 ・ 接続料、提供エリア、最低提供単位、データ通信速度、USIMカード等については順次公開予定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 左記のとおり情報提供を実施済み。 ・ MVNOからの要望に応じて対面等で協議を実施している。 ・ 引き続き、MVNOに対し提供開始に向けた情報提供を適切に行っていく。
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> ・ 技術等詳細を詰めている段階であり、この秋以降、できるだけ早く情報提供を行うよう準備中。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 11月から卸電気通信役務の標準プランのWeb公表を開始。順次アップデートしていくことに加え、請求があれば個別協議にて順次開示していく。 ・ 網改造の有無等はMVNOからの具体的な要望次第で変動。なお、網間インターフェイスの条件は11月から情報を開示している。
ソフトバンク	<ul style="list-style-type: none"> ・ 細かい条件は今秋以降できるだけ早い段階で提示できるよう検討中。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ MVNOに対して提供予定の5Gサービスに関する情報について、2019年12月2日時点の情報をホームページに公開。今後、決定事

		<p>項については順次更新する予定。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ MVNO側の準備の可否は確認中だが、現時点で大きな課題はない想定。
--	--	--

② 接続料の設定方法

5G導入当初におけるデータ伝送交換機能の接続料の設定方法について、二種指定事業者3社からは、4Gに係る原価、利潤及び需要と5Gに係る原価、利潤及び需要をそれぞれ一体として算定し、4Gに係る接続料と5Gに係る接続料を一体として設定する方法を採用したい旨の意向が示されている。

MVNO委員会からは、NSA構成においては、4Gにおける接続点や接続料の設定方法を踏襲する考え方は、5Gを積極的に利用するMVNOにとって一定の合理性がある一方で、5Gによるコスト増を懸念して4Gのみの提供を希望するMVNOが存在することも考えられるとして、5G導入による接続料や網改造料への影響等について適切な情報開示を要望するとの意見が示されている。

5G導入当初は、4Gのコアネットワークにより4Gの基地局と5Gの基地局が連携して動作するNSA構成であり、5Gサービスと4Gサービスが一体的に運用されること、また、5Gサービスがまずは4Gサービスを発展させた「大容量・超高速」から開始されることから、両者は当面同質のサービスと見ることできることを踏まえると、4Gに係る接続料と5Gに係る接続料を一体として設定する方法を採用することには一定の合理性があるものと考えられる⁴²。

ただし、5G導入当初においては、基地局等5Gに係る設備整備により原価及び利潤が相当程度増加することが見込まれる一方、5Gに係る需要（回線容量、回線数）の増加は小さいと考えられることから、4Gに係る原価、利潤及び需要を単独で算定し、4Gに係る接続料を単独で設定する場合と比べて、4Gに係る接続料と5Gに係る接続料を一体として算定する接続料の水準は高額となることが想定され、その程度によっては、MVNOの経営に大きな影響を及ぼすこととなる可能性がある。

総務省においては、中間報告書の指摘を踏まえ、2019年度に適用される接続料から、その算定根拠について、情報通信審議会電気通信事業政策部会接

⁴² なお、3Gから4Gへの移行の際も3Gに係る接続料と4Gに係る接続料を一体として設定する方法が採用されている。

続政策委員会への報告を行い、委員会の場で委員から示された指摘等を踏まえ、二種指定事業者に対して改めて確認する、所要の制度改正について検討を行う等、検証の充実を図ることとしている。

5G導入当初における接続料については、まずは、4Gに係る接続料と5Gに係る接続料を一体として設定する方法を採用することを認めつつ、当該方法により設定された接続料について、総務省において、接続料の検証過程において、4Gに係る接続料を単独で設定する場合と比べてどの程度差が生じるのか検証を行うことが適当ではないか。その結果、差額の程度が大きくMVNOの経営に大きな影響を及ぼしていると判断される場合は、4G単独の接続料の設定を要請する、第二種指定電気通信設備接続料規則（以下「二種接続料規則」という。）の改正により4Gに係るデータ伝送交換機能をアンバンドル化することにより、4G単独の接続料の設定を義務化するという取組を行うことが適当ではないか。

そうした検証を可能とするために、4Gに係る接続料と5Gに係る接続料を一体として設定する接続料について、4Gに係る接続料を単独で設定する場合と比べてどの程度差額が生じるのか、それが今後どのように推移していくのかが分かるデータについて、接続料の届出と同時に、総務省に情報提供するよう、二種指定事業者に対し、要請を行うことが適当ではないか。

また、5G導入による接続料や網改造料への影響等について、MVNOに対しても適切に説明がなされるよう、総務省において、二種指定事業者に要請を行うことが適当ではないか。

③ MNOによる他のMNOネットワークの利用、情報の目的外利用の防止等

NTTドコモから、MNOのネットワークを、他のMNOがMVNOとして、又は他のMNOのグループ会社がMVNOとして利用することについて、イノベーション競争を阻害する、MNOが自らの電波を有効利用せず設備投資リスクを負わずに事業展開することは電波の有効利用や設備競争を阻害する、経営情報の漏えいにより公正競争が阻害され、円滑な情報提供の妨げになるおそれがあることから、認められるべきではなく、制度整備が必要である旨の意見が示されている。

本件については、事業法第32条に規定する接続応諾義務⁴³に関し、MNOに

⁴³ 接続応諾義務関係規定は次のとおり。接続請求を拒否できる場合については、MVNOガイドラインにおいてさらに具体的に記載されている。

○電気通信事業法（昭和59年法律第86号）（抄）

よる他のMNOネットワークの利用について、接続請求を拒否できる場合に該当するか否かの観点からの検討を要する。

その際、これまで競争政策においては、各電気通信事業者が自ら構築したネットワークを用いて利用者に対しサービスを提供する「設備競争」と、自ら構築したネットワーク又は他の電気通信事業者の構築したネットワークを用いて利用者に対しサービスを提供する「サービス競争」の双方が促進されてきたところ、MNOによる他のMNOネットワークの利用については、「サービス競争」を進展させる面がある一方で、場合によっては「設備競争」の阻害につながる面もあることから、両者のバランスを図る観点からの検討が必要ではないか。

この点、MNOによる他のMNOネットワークの利用については、「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について」（平成21年10月16日情報通信審議会答申。以下、「接続ルール答申」という。）において一定の整理が行われている。接続ルール答申においては、MNOは「有限希少な電波の割当を受けて行う事業であり電波の有効活用が求められること」等から「あくまでもMNOは自らネットワークを構築して事業展開を図ることを原則とする」とされ、「両当事者が合意していない場合にまで、積極的にその促進を図るべきものとする」ということについては、慎重に判断することが必要とした上で、「競争促進や利用者利便向上等（サービス競争）を実現するような利用形態であれば、MNOによる他MNO網の利用は、許容されるべき」であり、概に「接続拒否事由に位置付けることまでは必要ない」とされた。その上で、「過疎地域等での基地局整備や高トラフィックエリアでの設備増強等のトラフィック対策を怠っている既存MNOが、同一市場の競合MNOが全国整備し

（電気通信回線設備との接続）

第三十二条 電気通信事業者は、他の電気通信事業者から当該他の電気通信事業者の電気通信設備をその設置する電気通信回線設備に接続すべき旨の請求を受けたときは、次に掲げる場合を除き、これに応じなければならない。

- 一 電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき。
- 二 当該接続が当該電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき。
- 三 前二号に掲げる場合のほか、総務省令で定める正当な理由があるとき。

○電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）（抄）

（電気通信設備の接続の請求を拒める正当な理由）

第二十三条 法第三十二条第三号の総務省令で定める正当な理由は、次のとおりとする。

- 一 電気通信設備の接続を請求した他の電気通信事業者がその電気通信回線設備の接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り、又は怠るおそれがあること。
- 二 電気通信設備の接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であること。

たネットワークを低廉な料金で利用してサービス提供を確保するような形態」については、「クリームスキミングが助長され、収益性が低い地域でのネットワーク構築インセンティブが損なわれるおそれがあるため、設備競争促進の大きな阻害要因となる。このため、このような形態が接続協定方式で実現可能とならないように、当該形態を接続の拒否事由に該当すると整理することが適当」とされた⁴⁴。

接続ルール答申における整理の趣旨を踏まえれば、MNOのネットワークを、他のMNOがMVNOとして利用することについても、同様の考え方で整理することが適当であり、まずは、総務省において、NTTドコモが指摘するMNOによる他のMNOネットワークの利用形態について、設備競争の阻害（電波の有効利用の阻害やイノベーションの阻害等（例：収益性が低い地域における基地局整備の懈怠））につながる具体的な事案が生じているのか、注視していくことが適当ではないか。

MNOのネットワークを、他のMNOが利用することの問題点の一つとしてNTTドコモが指摘する経営情報の漏えいについては、接続又は卸電気通信役務の提供に関して入手した他のMNO又はMVNOにおける新たな技術の導入予定、新たなサービスの開始予定、利用者の状況その他の情報（以下「接続等関連情報」という。）の目的外利用が行われた場合、その入手先のMNO又はMVNOを狙い打ちした対抗サービスの提供、営業活動、利用者の奪取等が行われ、不当な競争が引き起こされる可能性がある。

接続等関連情報の目的外利用については、既に電気通信事業法第30条において、市場支配力を有する二種指定事業者に対し、接続に関して知り得た情報を接続の業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない旨の義務が課せられており、現在NTTドコモが当該義務の対象となっている。また、MVNOガイドラインにおいて、MNOが接続等関連情報を自己又は自己の関係事業者等の営業目的に利用することにより、MVNOの業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、同法第29条の業務改善命令の対象となり得る旨、また、MVNOが接続等関連情報を自己又は自己の関係事業者等において目的外利用する場合についても当該業務改善命令の対象となり得る旨規定されている⁴⁵。

⁴⁴ 接続ルール答申「第2章 モバイル市場の公正競争環境の整備」参照。

⁴⁵ 関係規定は次のとおり。

○電気通信事業法（昭和59年法律第86号）（抄）

（第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者等の禁止行為等）

5G時代においては、MNO及びMVNOの双方が新しい技術を導入しつつ新しいサービス展開を進めていくことが想定されるところ、モバイル市場における公正競争のさらなる確保に向けて、MNO及びMVNOにおける接続等関連情報の目的外利用の防止を徹底することが適当ではないか。

そのため、MVNOガイドラインにおいて、MNO及びMVNOは、接続等関連情報の目的外利用の防止に向けた具体的な措置を行うことが求められ、それを怠ることにより、事業の運営が適正かつ合理的ではないため、電気通信の健全な発達又は国民の利便の確保に支障が生じるおそれがあると認められる場合は、業務改善命令の対象となり得る旨規定した上で、具体的な措置の例として、接続等関連情報の区分ごとにアクセス権限を設定する、接続等関連情報を入手した者、入手した情報及び日時を記録する、接続等関連情報の取扱いについて遵守すべき事項を定めた規程を作成する、当該規程を遵守させるための研修を実施する等、接続等関連情報を適切に管理するといった措置が挙げられる旨を規定することが適当ではないか。

2. 本格的な5G時代（SA構成段階）における課題

(1) これまでの経緯等

4Gから5Gへの移行は、4Gのコアネットワークにより4Gの基地局と5Gの基地局を連携させて動作させる「NSA構成」のネットワークから、4Gのコアネットワークから独立した5Gのコアネットワークにより5Gの基地局を単独で動作さ

第三十条 （略）

2 （略）

3 第一項の規定により指定された電気通信事業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 他の電気通信事業者の電気通信設備との接続の業務に関して知り得た当該他の電気通信事業者及びその利用者に関する情報を当該業務の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供すること。

二 （略）

4～6 （略）

○MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン（平成14年6月総務省総合通信基盤局策定）（抜粋）

なお、卸電気通信役務の提供又は接続に係るMVNOとの協議に関して入手した情報を自己又は自己の関係事業者等の営業目的に利用することにより、MVNOの業務の適正な実施に支障が生じているため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがあると認められるときは、総務大臣による業務改善命令の対象となる（共同ガイドライン（15頁）を参照）。同様に、MVNOが当該協議に関してMNOから入手した情報を自己又は自己の関係事業者等において目的外に利用する場合についても業務改善命令の対象となり得る。

せる「SA構成」のネットワークへと段階的に行われることが想定されており、それに伴い、ネットワークの仮想化、スライスの導入、クラウド等他者設備利用の拡大、様々な形態の事業者間連携等、公正な競争関係の確保に影響を与える環境変化が進展していくことが想定される。

(2) 意見

本研究会において、「こうした環境変化の進展とその対応について、第二種指定電気通信設備制度（以下「二種指定制度」という。）における規律の観点から、アンバンドル機能、接続料の算定方法等、生じ得ることが想定される課題について、現時点で検討しておく点がないか確認する」と示して討議を行った中で、二種指定事業者及びMVNO並びに構成員から次のような意見が示された。

① 二種指定事業者

- ・ 5Gは今後の技術であり時期や具体的なサービス設計等は未定。研究開発等の創意工夫を行っているところであり、多様なプレイヤーとの競争環境にある。イノベーションの創出、国際競争力の観点から、将来技術に画一的で硬直的な規制を課す議論を先回りで行うべきではない。MVNOからの各種要望については、真摯に協議を実施し、様々な観点から実現方法を検討していく。（第17回会合：NTTドコモ）
- ・ 5G基盤の整備が急務。公益社団法人移動通信基盤整備協会（以下「JMCIA」という。）の共用対策の活用等、事業者間の設備共用が重要。柔軟・迅速なサービス提供を実現する仮想化やスライシングの実証を推進中。多くの選択肢からネットワークを選択しやすい環境が実現し、無線リソースが潤沢化し、ネットワークを選択する側の優位性が拡大。新たな技術の浸透や市場環境の変化を踏まえ、指定設備制度の規制の在り方の検討が必要。（第17回会合：KDDI）
- ・ SA構成になると低遅延や同時接続等は帯域ベースでの単価はそぐわない形になり、別の議論。（第17回会合：ソフトバンク）
- ・ 仮想化・スライシングによりネットワーク提供形態は多様化。新たな事業展開として、ネットワークのプラットフォーム化が進展し、ネットワークをAPIによりコントロールする形態になる。5Gコアネットワークにより提供形態が多様化すると、既存のアンバンドル機能等の考え方は実態にそぐわなくなる可能性がある。多様なビジネスモデルを創出可能な柔軟な制度、接続の複雑化を回避するための標準的な接続構成の整理を要望。

(第17回会合：ソフトバンク)

- ・ 都市部は設備競争だが、地方では鉄塔等の共用が有効。JMCIAが取り組むトンネル、地下街等の共有も考えている。総務省のガイドラインを踏まえて進めていくが、具体的にはこれから。(第17回会合：KDDI)
- ・ 設備共用はビジネスベースでメリットがある場合は否定しない。ルーラルなエリアでの共用は採算が取れる場合であれば賛同することもある。ただ、具体的な方針はない。(第17回会合：NTTドコモ)
- ・ 鉄塔の共用は、ビジネスベースでの実験で一部実施している。ルーラルの整備のネックは光ファイバ。NTT東西の加入ファイバがないところをどう整備していくかが課題。(第17回会合：ソフトバンク)

② MVNO

- ・ SA構成では4Gとは別の考え方が必要というMNOの意見に賛同。
MVNOは、低価格帯のサービスを中心に成長し、競争により消費者の利益向上に貢献。引き続き競争を加速するには、より高い付加価値(eSIM、IoT、その他の高付加価値ソリューション)を有するサービスを提供できるようにすることが重要。

4Gではコアネットワークと無線アクセスネットワークの不可分性が高く一体的にMVNOに提供されてきたが、SA構成の5Gネットワークでは、コアネットワークの仮想化により、その不可分性が薄れる。また、アプリケーションに応じた柔軟な通信品質の制御・確保が可能となる。

コアネットワークとの間に接続点を置く水平分業的ネットワークではスライスの特徴を活かすことができない。MNOから提供される広範かつ標準化されたAPIを通じ、スライスを活用して利用者のニーズに応じた高い付加価値を備えたサービスを実現する仮想通信事業者(ライトVMNO)の実現を要望する。API等が円滑に、かつ適正な料金で提供されるよう、「包括的検証」で提言されている卸役務における新たな規律⁴⁶の適用も視野に検討を進めるべき。

コアネットワークを自らが有し、自らスライスを運用しMNOの無線アクセスネットワークと接続する仮想通信事業者(フルVMNO)の実現を要望する。今後、様々な周波数帯、5G、4G、Wi-Fi等の特性の異なる様々な無線技術から構成される多数の無線ネットワークを高度に利活用する通信サービス(ヘテロジニアス・ネットワーク)の実現が期待される場所、フル

⁴⁶ 「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」最終報告書(案)(令和元年10月18日)では、指定設備を用いた卸役務に関し、提供条件等の透明性・適正性・公平性の確保のために必要なルールの検討を進めることが適当である旨指摘されている。

VMNOはこれを実現し、イノベーションに貢献する存在。フルVMNOの実現に向けて、事業者間接続として無線アクセスネットワークのアンバンドル機能化が望ましい。

ライトVMNOとフルVMNOの実現に向けては、「包括的検証」で提言されている卸役務における新たな規律の適用の他、MNOに対するサービス開放インセンティブ付与、グループ内MVNOの不当な優遇の禁止等、間接的な規律による民衆の協業の後押しがあることが望ましい。イノベーションの保護・促進の観点からは、情報の目的外利用の禁止の全ての二種指定事業者に対する義務付け、eSIMの利用促進、APIの標準化推進等、「MNOロック」の解消を進めるべき。(第18回会合：MVNO委員会)

③ 構成員

- ・ MNOとMVNOの競争環境の整備は、MNOによる基盤整備が大前提。事業者間での設備共用や他社設備の利用、連携をいかに促進していくか、そういった投資インセンティブ、共用インセンティブを加速することが重要。
- ・ 接続は物理的に線がつながっているというものだが、UNIでシグナリングがやりとりされるのとソフトウェアとしてはほとんど同じ。セットアップ時や実際に接続した時に、1秒、あるいは1回幾らと原理的にはコストをはじけて、そのコストに見合った接続料を設定できるのではないか。現状の接続というのが物理的接続を想定しているというところを、どう見直していくのが重要。
- ・ 接続料に関して、従来は設備があったため、原価の算定はやりやすかったが、サービスそのものとなると、コストとして何を考えるのが難しい問題。従量制料金を設定するとしても、単位や金額の設定は難しい。特に事業者とユーザーの間の調整は今後大きな問題となるので慎重に検討すべき。
- ・ 接続料の算定には不確定要素が大分入ってきて、ビジネスとして業務形態やサービスによって変わる可能性もあるので、どれくらい差分があるかなどと絡めて判断していかざるを得ないのではないか。

(3) 対応の方向性

① MVNOに期待される役割

モバイル市場においては、MVNOの契約数は増加傾向にあるものの、その市場シェアは12.2%（2019年6月31日時点）で、直近1年間の純増数はMNOのそれを下回っている状況であり、MVNOも含めた多様な主体により、利用者に対して多様なサービスが低廉な料金で提供されることが期待されるところで

ある。

SA構成の5Gネットワーク時代においては、ネットワークスライシング、モバイル・エッジ・コンピューティングといった新たな技術の活用により、「超高速・大容量」、「超低遅延」、「多数同時接続」といった、5Gの特徴を活かした多様なニーズに応じた付加価値の高い新たなサービスの提供が可能となる。

MVNOは、MVNO委員会からの説明にもあるとおり、これまで、いわゆる「格安スマホ」、「格安SIM」と呼ばれるように、主に低価格のサービス提供を中心に、モバイル市場における競争の促進、利用者利便の向上に貢献してきたが、本研究会が検討の視点として掲げたとおり、事業者間の公正な競争の促進による利用者利益の確保、利用者のニーズに合ったサービス・端末の選択の確保、技術進歩の成果を利用者が享受できる環境の確保の観点からは、5G時代においては、MVNOは、低価格のサービス提供のみではなく、5Gの特徴を活かし、自動車、医療、農業、観光、エンターテインメント、安心・安全、電子商取引、生産現場等の幅広い分野を対象とし、二種指定事業者では手の届かない専門的な分野においても従来よりも付加価値の高いきめ細かなサービスを提供する等、より高度で多様なサービスを提供することが期待されるところである。

5G時代における二種指定事業者とMVNOの公正競争の確保は、そうしたMVNOに期待される役割を十分踏まえた上で進められることが適当ではないか。

② APIを利用する形態による機能開放の実現

現在、MVNOに対する機能開放は、MVNOが専用設備を調達し、それを二種指定事業者のコアネットワーク上の設備に電氣的に接続する形態によって実現されている。具体的には、例えばデータ伝送交換機能の開放は、MVNOが、4Gコアネットワークと外部ネットワークを接続する設備であるP-GW（Packet Data Network Gateway：中継系交換設備）を調達し、それを二種指定事業者のS-GW（Serving Gateway：端末系交換設備）に電氣的に接続（L2接続）することによって実現されている。

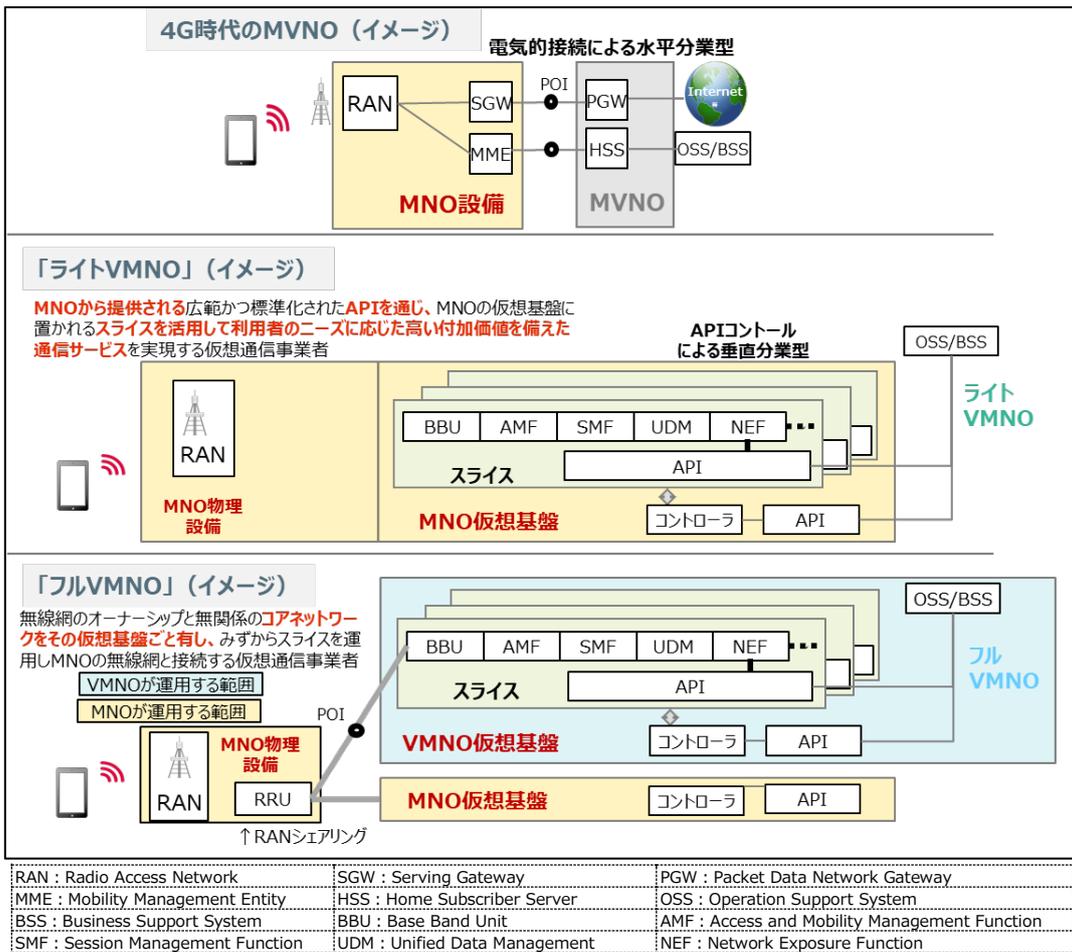
他方、SA構成の5Gネットワークにおいては、コアネットワークにおける各機能が、現在のP-GWのような専用の設備により実現されるのではなく、ネットワーク仮想化技術により、汎用的な設備を用い、ソフトウェアを中心として実現されるようになることが見込まれている。

こうしたネットワークにおいて、MVNOへの機能開放は、現在のようなMVNOの専用設備をMNOのネットワークに接続する形態ではなく、コアネットワーク上の機能をコントロールするためのAPI（Application Programming Interface）をMVNOが利用する形態によって実現されることが可能となるとの指摘がある。

また、こうした形態による機能開放が、5Gコアネットワークにより実現可能となる機能全体について、より広い範囲で行われることによって、ネットワークスライシング、モバイル・エッジ・コンピューティング等の新たな技術の活用による「超高速・大容量」、「超低遅延」、「多数同時接続」といった5Gの特徴を活かした新たなサービスの提供を、より高いサービス設計の自由度をもって行うことが可能となるとの指摘がある。

MVNO委員会では、こうしたサービスを提供する仮想通信事業者を「ライトVMNO」と呼び、その実現を求めている（図表7参照）。

図表7 ライトVMNO・フルVMNO



※ 第18回会合（2019年9月20日）におけるMVNO委員会提出資料から総務省作成。

機能のアンバンドル化においては、①他の事業者から要望があること、②技術的に可能であること、③二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることのないこと、④必要性・重要性の高いサービスに係る機能であることの4つのアンバンドル要件を満たす必要があるとされている⁴⁷ところ、これまで専用設備を接続する形態による機能開放の場合は、二種指定事業者側において一定の網改造を要することとなり、その費用負担に関して特に③の要件の充足が課題となってきた。

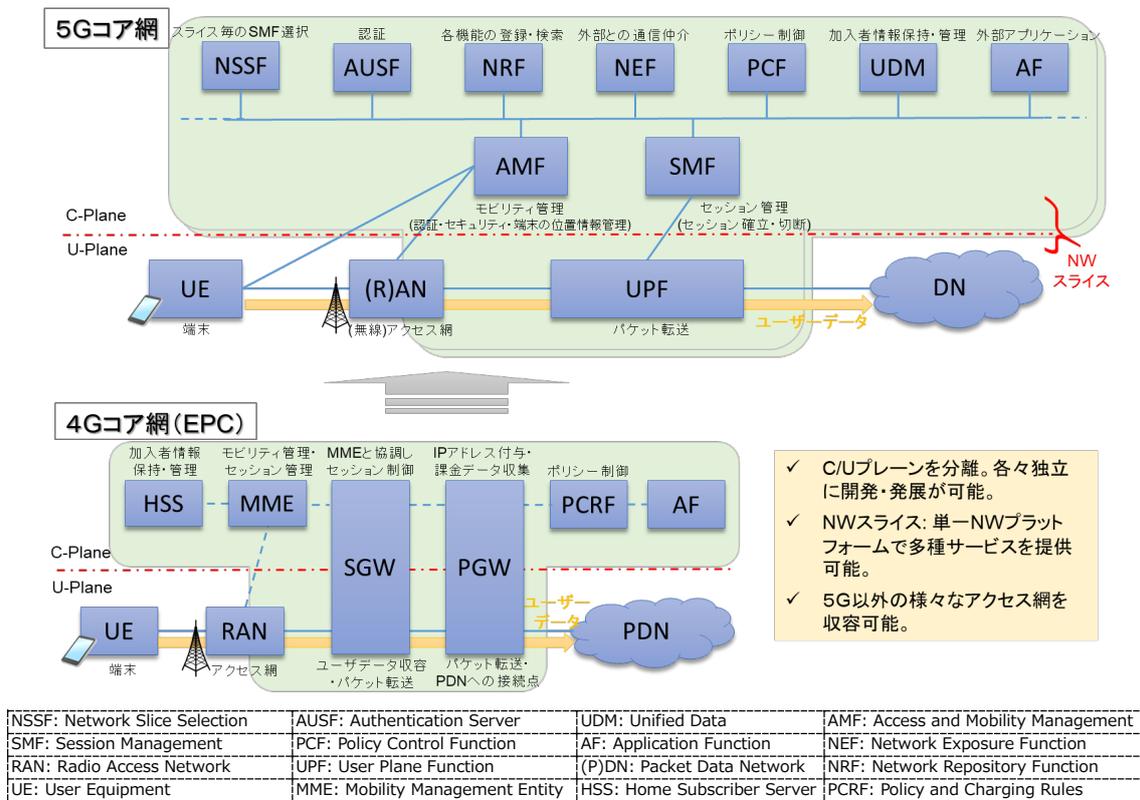
しかしながら、APIを利用する形態による機能開放の場合は、APIの共通化が図られれば、機能開放は、ソフトウェアの開発により実現されることになり、その場合、網改造よりも安価で行われることが期待されることであり、新たな機能開放が行われやすくなることが想定される。

本格的な5G時代においては、二種指定事業者とMVNOの公正競争確保の観点から、MVNOにおいて、ネットワークスライシング、モバイル・エッジ・コンピューティング等の新たな技術の活用により、「超高速・大容量」、「超低遅延」、「多数同時接続」といった5Gの特徴を十分に活かした付加価値の高い新たなサービスの提供を行うことができるようにすることが重要であり、そのためには、MVNOへの機能開放は、コアネットワーク上の機能をコントロールするためのAPIを利用する形態によって実現されることが適当ではないか。その際、MVNOにおいて、より高いサービス設計の自由度を得ることができるよう、5Gコアネットワークにおいて実現される機能全体を対象に、極力広い範囲での機能開放が行われることが適当であり、そのために必要なルール整備について、検討を深める必要があるのではないか。

また、MVNOが、共通の仕様により効率的に各二種指定事業者のネットワークを利用できるようにするためには、APIの共通化を促進することが適当であり、そのために必要なルール整備について、検討を深める必要があるのではないか。

⁴⁷ MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン（平成14年6月総務省総合通信基盤局策定）

図表8 コアネットワーク上の機能の変化について



※3GPPにおける標準から総務省作成。

③ コアネットワーク構築による機能開放の実現

SA構成の5Gネットワーク時代において、コアネットワークにおける各機能が、専用の設備により実現されるのではなく、ネットワーク仮想化技術によって汎用的な設備を用いてソフトウェアによって実現されるようになると、現在よりもコアネットワークの構築を効率的に行うことができるようになり、二種指定事業者ではなく、MVNOにおいても自らコアネットワークの構築を行うことが可能となることが想定される。

これにより、MVNOは、ネットワークスライシング、モバイル・エッジ・コンピューティング等の新たな技術の活用による「超高速・大容量」、「超低遅延」、「多数同時接続」といった5Gの特徴を活かした付加価値の高い新たなサービス提供を、二種指定事業者に依存することなく、サービス設計の高い自由度が確保された状態で行うことが可能となるものと考えられる。

これにより、例えば、海外事業者とのローミング協定の締結やローカル5Gのネットワークとのハンドオーバーといったネットワーク間の連携を、二種指定事業者の意向に依らずに実現することが可能となる、コアネットワ

一々に独自の付加価値を自由に持たせることが可能となるといったメリットも期待される場所である。

MVNO委員会では、こうしたサービスを提供する仮想通信事業者を「フルMVNO」と呼び、その実現を求めている（図表7参照）。

二種指定事業者とMVNOの公正競争確保の観点から、SA構成の5Gネットワーク時代においては、MVNOが、5Gの特徴を活かした付加価値の高い新たなサービスを、二種指定事業者に依存することなく、サービス設計の高い自由度が確保された状態で提供できるよう、MVNOがコアネットワークを自ら構築し、それを二種指定事業者の基地局設備に接続する形態によっても機能開放が実現されることが適当であり、そのために必要なルール整備について、検討を深める必要があるのではないか。

④ 規律対象について

二種指定制度では、電気通信回線設備の接続応諾義務を背景に、相対的に多数の特定移動端末設備を収容する設備を設置する事業者に交渉上の優位性を認め、当該事業者の設置する電気通信設備について、他の事業者の設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき設備として指定し、他の事業者の設備との接続に関し、適正原価・適正利潤による接続料の設定等の規律を課している⁴⁸。

⁴⁸ 二種指定制度の関係規定は次のとおり。

○電気通信事業法（昭和59年法律第86号）（抄）

（第二種指定電気通信設備との接続）

第三十四条 総務大臣は、総務省令で定めるところにより、その一端が特定移動端末設備と接続される伝送路設備のうち同一の電気通信事業者が設置するものであつて、その伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数の、その伝送路設備を用いる電気通信役務に係る業務区域と同一の区域内に設置されている全ての同種の伝送路設備に接続される特定移動端末設備の数のうちに占める割合が総務省令で定める割合を超えるもの及び当該電気通信事業者が当該電気通信役務を提供するために設置する電気通信設備であつて総務省令で定めるものの総体を、他の電気通信事業者の電気通信設備との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備として指定することができる。

2 前項の規定により指定された電気通信設備（以下「第二種指定電気通信設備」という。）を設置する電気通信事業者は、当該第二種指定電気通信設備と他の電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当該第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額及び接続条件について接続約款を定め、総務省令で定めるところにより、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

3 総務大臣は、前項（第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により届け出た接続約款が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該

設備の接続が規律の対象となっていることに関し、SA構成の5Gネットワーク時代においては、前述のとおり、MVNOへの機能開放は、現在のような設備を接続する形態ではなく、APIを利用する形態によって実現されることにより、MVNOは、5Gの特徴を活かした新たなサービスの提供を行うことが可能となるとの指摘がある。

APIを利用する形態による機能開放であっても、MVNOの設備と二種指定事業者の設備との間で、二種指定事業者のコアネットワークの機能をコントロールする制御信号の伝送は行われることになると考えられるが、現在の、MVNOの調達するP-GWを二種指定事業者のコアネットワーク上のS-GWに接続するデータ伝送交換機能とは異なり、MVNOの設備と二種指定事業者の設備との間でユーザデータ信号の伝送が行われなくなることも想定される。

二種指定制度は、二種指定事業者の設備と他の事業者の設備の電氣的な接続を規律の対象としているが、上述のとおりSA構成の5Gネットワーク時代においては接続の様態に変化が生じる結果、場合によっては、現行の二種指定制度の規律（例：適正原価・適正利潤による接続料設定義務等）の対象とならない形態が生じる可能性がある。

また、これに加え、二種指定事業者自らが設置する設備が規律の対象となっていることに関し、5Gコアネットワークでは、ネットワークの仮想化技術の導入を背景に、自らの設置する設備ではなく、クラウド等他者の設置する設備の利用が進展することが想定され、機能実現のための設備の大部分を他者の設置する設備が占めるようになることも想定される。こうした場合、

第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に対し、相当の期限を定め、当該接続約款を変更すべきことを命ずることができる。

一 次に掲げる事項が適正かつ明確に定められていないとき。

イ 他の電気通信事業者の電気通信設備を接続することが技術的及び経済的に可能な接続箇所のうち標準的なものとして総務省令で定める箇所における技術的条件

ロ 総務省令で定める機能ごとの第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額

ハ～ホ (略)

二 第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が取得すべき金額が能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを算定するものとして総務省令で定める方法により算定された金額を超えるものであるとき。

三 接続条件が、第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその第二種指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものであるとき。

四 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的な取扱いをするものであるとき。

4～9 (略)

多くの機能解放が現行の二種指定制度の規律の対象とならない可能性がある⁴⁹。

総務省においては、二種指定事業者とMVNO間の公正な競争環境を引き続き確保するため、SA構成の5Gネットワークの構築を注視し、上記のような形態についても二種指定設備制度の規律の対象となるような制度の在り方について、検討を深める必要があるのではないか。

⑤ 接続料の設定方法について

接続料は、電気通信事業法の規定により、適正原価・適正利潤により設定することとされている。接続料の算定方法としては、二種接続料規則において、開放される機能ごとに、設備に係る管理運営費である「原価」に、設備に係る資金調達コストである「利潤」を加えたものを、回線容量や回線数といった「需要」で除すことにより設定することとされている。

5Gにおいて、設備の汎用化、ソフトウェアによる機能実現、ネットワークスライシングによるサービス提供が行われると、機能と設備の結びつきが弱まってくるものと考えられ、そうした場合、「原価」及び「利潤」について、機能ごとの設備の管理運営費や資金調達コストをどのように算定するのかといった課題が生じることが想定される。また、二種指定事業者において、例えば地方における基地局設備、あるいは、地下設備において設備共用が行われることが想定される場所、そうした場合、共用設備に係る管理運営費や資金調達コストを二種指定事業者ごとにどのように按分するのかといった課題が生じることが想定される。

また、「需要」については、「超高速・大容量」、「多数同時接続」又は「超低遅延」といったサービスがネットワークスライシングにより提供されるときに、何を「需要」とすることが適当なのかといった課題が生じることが想定される。

本格的な5G時代における接続料の設定方法について、設備の汎用化、ソフトウェアによる機能実現、ネットワークスライシングによるサービス提供といった、コアネットワークの整備状況や、APIの利用による機能開放についての進展を見据えつつ、適時適切に見直しを行っていくことが必要ではないか。

⁴⁹ 現在でも二種指定事業者が他者の設置する設備を使用して機能を実現することは行われており、その場合、他者の設置する設備に係る使用料を接続料の原価に計上した上で、MVNOに対し、自らの設置する設備と合わせて機能開放を行っているケースが存在する。

⑥ 検討の着実な実施

上記のような課題に係る検討は、二種指定事業者が、どのような5Gコアネットワークを構築しようとしているのか、SA構成の5Gネットワークへの移行をどのようなスケジュールで進めようとしているのか、5Gコアネットワークをどのように活用し、どのようなサービス展開を行おうとしているのか等を把握しつつ進める必要があると考えられるが、図表9のとおり、二種指定事業者は、これらをまだ明らかにしていない。

5Gコアネットワークの構築、SA構成の5Gネットワークへの移行の過程において、ネットワーク仮想化技術による設備の汎用化、ソフトウェアによる機能実現、クラウド等他者の設置する設備の利用、ネットワークスライシングやモバイル・エッジ・コンピューティングの導入によるサービス提供等、モバイル市場における公正競争に影響を与え得る環境変化が順次進展していくものと想定されるところ、上記のような課題に係る検討を適切な時期を行い、適切な時期に必要な措置を講じないと、MVNOへの機能開放に支障が生じ、二種指定事業者とMVNOとの公正な競争関係が損なわれることになる可能性があると考えられる。

二種指定事業者とMVNOの公正競争確保の観点から、総務省において、二種指定事業者から5Gコアネットワークの構築、SA構成の5Gネットワークへの移行に関する情報の提供を適時に受けつつ、上記のSA構成の5Gネットワーク時代におけるMVNOへの機能開放に係る課題について、適切に検討を進めていくことが必要であり、具体的に、総務省において、各社における5Gサービス提供開始の状況を踏まえ、2020年春以降、検討を深めていくことが適当ではないか。

図表9 SA構成の5Gネットワークへの移行に係る各社の説明

二種指定事業者	各社の回答（※）
NTTドコモ	<ul style="list-style-type: none"> SA方式の5Gについては将来技術であり、時期や具体的なサービス設計等は未定であり、機能開放についての詳細は分かりかねる。 また、イノベーションの創出、国内ベンダーを含めた国際競争力強化の観点から、将来技術に対して画一的で硬直的な規制を課すような議論を先回りして行うべきではない。
KDDI	<ul style="list-style-type: none"> 2021年度以降にSA方式に対応する5Gコアを導入する予定だが、詳細は控えさせていただく。

ソフトバンク	<ul style="list-style-type: none"> SAに関しては現在検討中であり詳細未定だが、2021年度中の構築を目指して検討しており、ネットワークスライシング機能等については2024年度までに導入する方向で検討中。
--------	--

※ 5Gコアネットワークの整備はいつ頃開始され、いつ頃までにSAが導入される予定なのか、現時点でのスケジュール感について質問したもの。

3. eSIMの普及への対応

(1) これまでの取組等

現在、二種指定事業者においては、タブレット端末やスマートフォンと連携したウェアラブル端末向けにeSIMに対応したサービスを実施している（図表10参照）。MVNOにおいては、株式会社インターネットイニシアティブ（以下「IIJ」という。）がスマートフォン向けに実施している。

eSIMについては、搭載端末が今後増加することが見込まれており（図表11及び図表12参照）、海外では既に多くの通信事業者がeSIMに対応したサービスを提供している。今後、例えば、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等を契機として、訪日外国人が日本国内における通信契約をeSIMにより簡便に行うといったニーズが高まることに加え、eSIMによる2回線目の利用等の新たなニーズが生まれてくるものと考えられる。

eSIMに対応したサービスは、MSISDN等携帯電話ネットワークにアクセスするための情報（SIMプロファイル）のSIMへの書き込み（SIMプロビジョニング）をオンラインで遠隔操作により行うための機能（RSP：リモートプロSIMビジョニング機能）により実現される（図表13参照）。RSPがMVNOに開放されることにより、加入者管理機能（HSS/HLR）を自ら有さないMVNOでも、自社の利用者の携帯端末に内蔵されたeSIMに書き込まれているSIMプロファイルの変更を行うことが可能となる。

図表10 二種指定事業者におけるeSIMに対応したサービスの提供状況

NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
<ul style="list-style-type: none"> ワンナンバーサービス (スマホ連携サービス※(500円/月でのオプション契約)) [対応端末] ・ Apple Watch ワンナンバーフォンON01 (スマホ向け子機) カード型eSIMを用いたデータ契約 [対応端末] ・ dtab Compact d-01J ・ dtab d-01K ・ dtab Compact d-02K 	<ul style="list-style-type: none"> ナンバーシェア (スマホ連携サービス(350円/月でのオプション契約)) [対応端末] ・ Apple Watch LTEデータプリペイド (1500円/GBでデータ利用可能) [対応端末] ・ iPad ・ 4G LTE対応タブレット・PC (eSIM搭載機種) IoT世界基盤 (顧客のグローバル展開を推進するビジネスプラットフォーム) [対応機種] ・ コネクティッドカー用の車載通信機等 海外データeSIM powered by GigSky (海外で利用可能なプリペイド型のデータ通信契約) [対応機種] ・ iPhone 11 Pro, iPhone 11 Pro Max, iPhone 11, iPhone XS, iPhone XS Max, iPhone XR (iOS12.1.1以降) 	<ul style="list-style-type: none"> Apple Watchモバイル通信サービス (スマホ連携サービス(350円/月でのオプション契約)) [対応端末] ・ Apple Watch 4Gデータプリペイド (1500円/GBでデータ利用可能) [対応端末] ・ iPad

※電話番号をスマートフォンとアクセサリ端末で共有して、アクセサリ端末での音声通話・データ通信を可能とするサービス

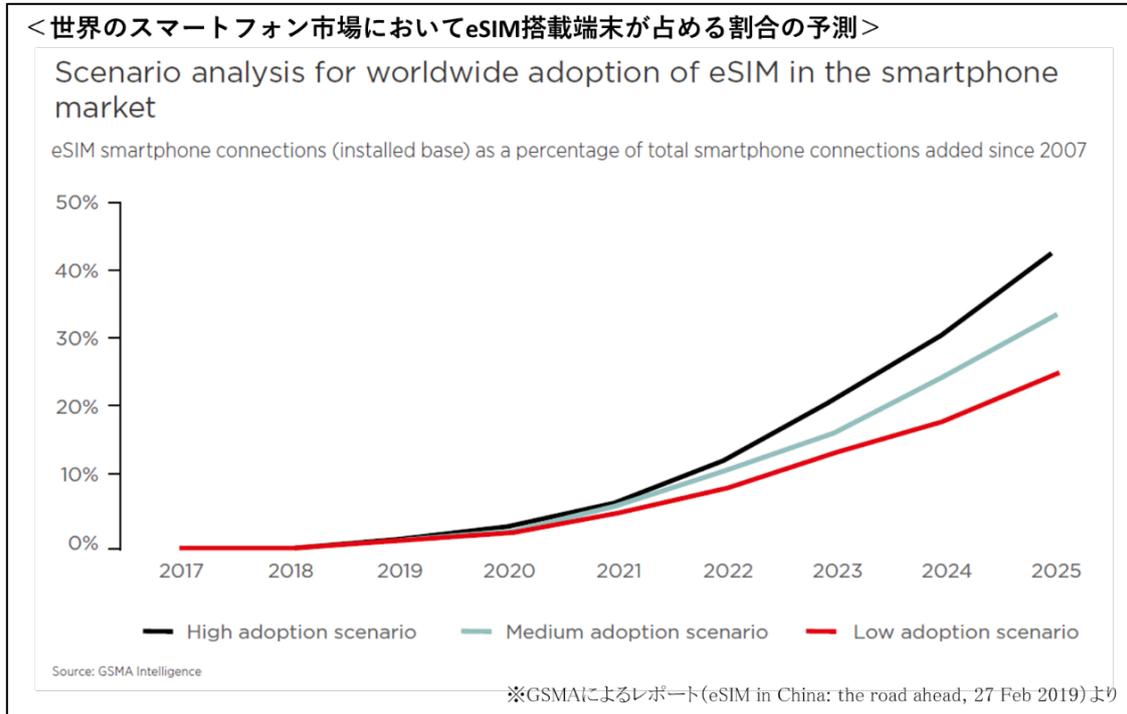
金額はいずれも税別

図表11 主なeSIM搭載端末

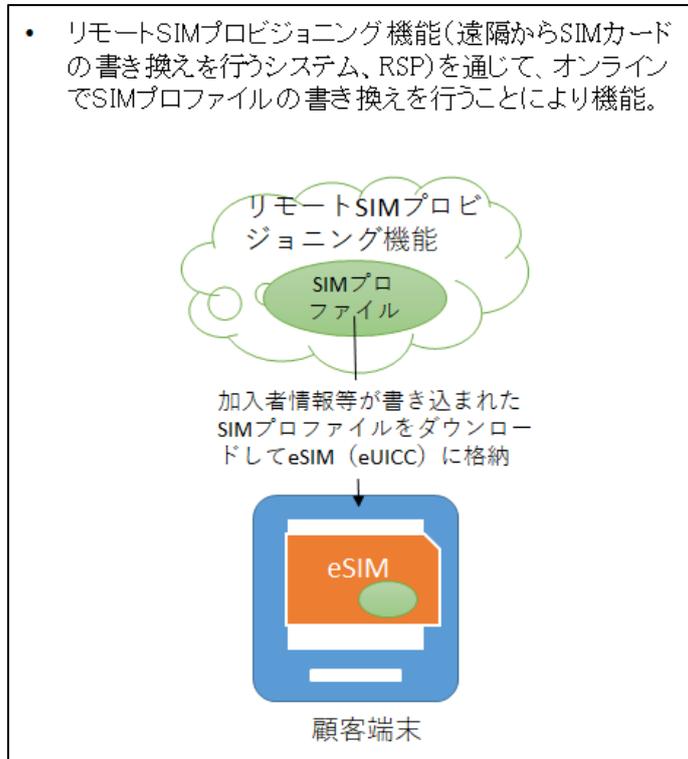
メーカー	OS	端末名	形状
MS	Win10	Surface Pro LTE Advanced	Laptop
Lenovo	Win10	Yoga C630	Laptop
ASUS	Win10	T103HAF	Laptop
Planet Computers	Android	Gemini PDA 4G	Smartphone
Apple	iOS12.1	iPhone XS	Smartphone
	iOS12.1	iPhone XS Max	Smartphone
	iOS12.1	iPhone XR	Smartphone
	iOS12.1	11インチiPad Pro	Tablet
	iOS12.1	12.9インチiPad Pro(第3世代)	Tablet
	WatchOS 5.3	Apple Watch Series 4	Wearable
	iOS12.1	iPad mini(第5世代)	Tablet
google	Android	Pixel 3(海外版)※技適無し	Smartphone
	Android	Pixel 3 XL(海外版)※技適無し	Smartphone
	Android	Pixel 4, Pixel 4 XL	Smartphone
ZTE	-	ワンナンバーフォン ON01	Feature Phone
Huawei	Android	dtab Compact d-01J	Tablet
	-	Huawei Watch 2 ※技適無し	Wearable
Samsung	Tizen	Gear S2 ※技適無し	Wearable
	Tizen	Gear S3 ※技適無し	Wearable
	Tizen	Galaxy Watch ※技適無し	Wearable

※ HP等の公表資料より作成

図表12 eSIMのグローバルの普及状況・見込み



図表13 リモートSIMプロビジョニング機能 (イメージ)



(2) 意見

本研究会において、eSIMの普及への対応について、「日本国内のMNOにおいて、eSIM対応サービスの提供の一層の充実が期待されるところ、MNOとMVNOとの公正競争の促進及び利用者利便向上の観点から、MVNOが同様のサービスを行うことができるよう、適切な機能開放について、検討を行うことが必要ではないか」と示して討議を行った中で、二種指定事業者及びMVNO並びに構成員から次のような意見が示された。

① 二種指定事業者

- ・ eSIMはウェアラブル端末等で利用している。HSS/HLRを保有するMVNOがeSIMサービスを提供しており、MVNO各社が自らの戦略に基づき創意工夫で行うことが重要。HSS/HLRは複数事業者に順次提供開始予定。eSIMに係る課題として、プロフィールは顧客情報等の機密情報であり、漏えいするとクローンSIMの作成が可能となる等セキュリティ上の重要なリスクが存在する。HSS/HLRではセキュリティ上のチェックをドコモが実施しており、そういった監視体制が必要。(第17回会合：NTTドコモ)
- ・ eSIMは、プリペイド型データ通信サービスや全世界IoT端末向け等限定的な用途で提供。主に日本の端末やモジュールを海外に持っていく場合に違うキャリアのサービスを利用できるようにするコンセプト。MVNOとしては、自らeSIMサーバを用意してRSPを行う方法と、MNOからeSIMサーバの提供を受けてRSPを行う方法がある。前者は一部MVNOが実施している。後者は今後の要望を踏まえて検討。(第17回会合：KDDI)
- ・ RSPは未対応（スマートWatch等のみ対応。）。MVNOとしては、自らeSIMのプラットフォームを用意する方法と、MNOのeSIMのプラットフォームを使用する方法があるが、今後当社における提供が実現した場合、MVNOの要望に応じて協議。(第17回会合：ソフトバンク)

② MVNO

- ・ 一部端末においてeSIMを搭載している。対応端末のラインアップを拡充予定。(第18回会合：楽天モバイル)
- ・ eSIMは、多くのプレイヤーに利益をもたらす。既存のSIMカードと同等のセキュリティを提供可能。また、特にローミングにおいて、料金請求プロセスの完全性を提供する。端末利用者にとって、複数のSIMカードを管理することなく、複数契約の簡潔な管理が可能となる。企業にとって、容易に物理的アクセスのできない場所にある端末の契約管理が遠隔から可能になる。代理店にとって、業務の簡素化・共通化が可能となる。事業者

にとって、SIMカードの流通コストがなくなることで、コネクテッドカー、ウェアラブル、コネクテッド家電等の新領域に進出することが容易となるだけでなく、新しい契約方法やマーケティングが可能となる。端末製造者にとって、部品の実装スペースの削減によるデバイスの小型化、開口部がなくなることによる温度差や振動といった環境要素に対する強靱化、サプライチェーンの改善が期待できる。

フルMVNOは独自のSIMカード発行が可能であり、IIJがコンシューマ向けeSIMサービスを2019年7月に開始。対象端末はeSIM搭載のiPhone、iPad、Microsoft Surface Pro等。契約はオンラインで完結するフローを実現。今後、訪日外国人向けプリペイドeSIMサービス等の展開を計画。RSPIは、APIをMVNOに提供する等、利用者がオンラインで契約を完結できる仕組みであることが必要。MNOがeSIMサービスを利用者向けに展開する場合は、同時にMVNOにRSPを開放すべき。

MVNOが提供可能なeSIMはデータ通信に限られる。音声通話が可能な携帯電話の非対面販売において郵便等による本人確認を求める携帯電話不正利用防止法に、オンラインで完結する本人確認手法を認める改正を進めてほしい。

書面交付義務は電磁的手段をデフォルトとする等。オンラインで契約が完結可能であるeSIMの特性を踏まえた消費者保護ルールの策定が行われることが望ましい。(第18回会合：MVNO委員会)

③ 構成員

- ・ リモートSIMプロファイリング環境の提供に関して、日本では特に音声サービスについては、本人確認をしっかりとやらなければならないが、訪日外国人に向けて日本のサービスが悪い印象になりかねないよう、本人確認の方法も合わせて検討すべき。
- ・ 消費生活相談の現場で、SIMカードの苦情が入ってきている。将来的にeSIMが大勢が使うようになれば、ユーザーにとってもいい仕組みであり、大変期待している。MVNOもeSIMを十分に検討できるように、早目に情報を共有していただきたい。
- ・ eSIMに関しては急速な展開が見られつつあるので、早目に立てる必要がある。特に、本人確認は犯罪防止という観点が非常に強い。警察庁等と本人確認の方法を相談しながら新しい対応を考えていったほうがいい。
- ・ eSIMは、特に外国人が来日したときに、非常に簡単な本人確認で済ませるということがある。他方、日本人がeSIMを使うときには厳格ということだと、なかなか普及しないということもある。そういったこと全体を考え

- て、本人確認をどうするのかというのは、改めて考え直す時期ではないか。
- ・ 厳格な本人確認が求められるようになった背景も踏まえつつ、犯罪利用対策や簡易な方法というのを少し真剣にぜひ考えていただく必要がある。余りにも利便性だけということになってしまうと、元の木阿弥となってしまふ。

(3) 対応の方向性

MVNOによるeSIMに対応したサービスを実現するためには、IIJのように、自らHSS/HLRを構築し自らRSPを導入する方法のほか、二種指定事業者の導入するRSPの開放を受ける方法が考えられる。前者について、HSS/HLRは、2016年にMVNOガイドラインにおいて「開放を促進すべき機能」として位置付けられたところであるが、費用面での課題等により、現在のところIIJ1社しか自社構築を行っていない状況にある。

後者のRSPの開放については、HSS/HLRを自ら構築しなくてもeSIMに対応したサービスの実施が可能となるものであり、MVNO委員会から、「MNOが今後eSIMサービスを利用者向けに展開する場合は、同時にMVNOにRSPを開放してほしい」との要望が示されている。

他方で、二種指定事業者からは、RSPの開放について、例えば、SIMに書き込まれるプロファイルが外部に漏えいすると、クローンSIMの作成が可能となり、仮にクローンSIMによりネットワーク認証が行われてしまうと、名前や電話番号に留まらず、メールの内容、ネットでの購入履歴、決済関連情報といった秘匿性の高い情報が漏えいしてしまう可能性があるため、セキュリティが十分確保される方策を講じる必要があるといった課題があることから、慎重な検討が必要である旨の意見が示されている。

世界的なeSIMの普及に伴い、訪日外国人が日本国内における通信契約をeSIMにより簡便に行うといったニーズが高まることに加え、eSIMにより2回線目の契約を行う等の新たなニーズが生まれてくるものと考えられることから、日本国内のMNOにおいても、スマートフォン向けのeSIM対応サービスの提供が期待される場所である。

また、世界的なeSIMの普及動向を踏まえれば、MVNOにおけるeSIMに対応したサービスの提供を可能にすることは、MNOとMVNOとの公正競争環境の整備、利用者利便向上の観点から極めて重要である。二種指定事業者がRSPによりeSIMサービスを提供する場合は、タブレット向け、スマートフォン向け、IoT向け等その提供するサービス内容に応じて、MVNOにおいても同様のサービスの提

供を行うことができるよう、MVNOに対してRSPの機能開放が行われることが適当と考えられる。

他方で、MVNOへの開放に当たっては、セキュリティの確保等、検討すべき課題があることも事実であり、こうした点を含めて具体的な機能開放の在り方について更なる検討が進められるべきであると考えられ、まずは、二種指定事業者とMVNOとの協議を促進するため、MVNOガイドラインにおいて、「開放を促進すべき機能」⁵⁰に位置付けることが適当ではないか。また、二種指定事業者とMVNOとの協議が着実に進むよう、総務省において、協議の状況について報告を求め、注視することが適当ではないか。

4. 接続料算定の適正性・透明性の向上等（中間報告書の指摘への対応）

(1) これまでの取組等

中間報告書において、事業者間の競争条件に関する事項として、接続料算定の適正性・透明性の向上、ネットワーク利用の同等性確保に向けた検証、音声卸料金の適正性の確保、MVNOによる多様なサービス提供の実現（セルラーLPWAの提供）、MNOによるネットワーク提供に係るインセンティブ付与及び二種指定制度の全国BWA事業者への適用の各事項について、対応の方向性を示した。これを踏まえ、総務省において、これまで次の取組が行われている。

① 接続料算定の適正性・透明性向上

ア 適正性の向上（将来原価方式の導入）

二種指定制度では、接続料の算定方法として、原価、利潤及び需要の予測値に基づいて算定する将来原価方式を用いることができることとされている第一種指定電気通信設備制度（以下「一種指定制度」という。）とは異なり、原価、利潤及び需要の実績値に基づいて算定する実績原価方式のみが採用されているところ、接続料はMVNOの役務提供に係る主要な原

⁵⁰ MVNOガイドラインにおいて、アンバンドル機能の要件（①他の事業者から要望があること、②技術的に可能であること、③二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることのないこと、④必要性・重要性の高いサービスに係る機能であること）の全てを満たさない機能でも、④を満たし、いずれかの事業者に他の事業者からの要望があり、②・③を満たす可能性がある場合には、事業者間協議のさらなる促進を図るものとして、「開放を促進すべき機能」に定めることとされている。なお、④には、具体的には、利用者利便の高いサービスに係る機能、公正競争促進の観点から多様な事業者による提供が望ましいサービスに係る機能、多数の利用者に実際に利用されているサービスに係る機能が該当するとされている。

価であるにもかかわらず、最終的な支払額が当年度末や翌年度末まで確定しないことから、MVNOにおいて予見性が確保されず、適切な原価管理に支障が生じているとの指摘がある。また、接続料の低下局面にあつては、前々年度の原価等の実績値に基づく相対的に高い接続料により暫定的な支払いが行われることになり、MVNOにおいて過大なキャッシュフロー負担が生じているとの指摘がある。

こうした課題について、中間報告書では、将来原価方式は、接続料が合理的な将来予測に基づき当年度開始前に算定されるため、MVNOにおいて、当年度の接続料に関する予見性が向上すること、前々年度実績値に基づく支払いが不要となりキャッシュフロー負担が軽減すること等のメリットがあるとともに、将来の複数年度の接続料が算定される場合には予見性の一層の向上も期待されるものであるとし、二種指定事業者とMVNOとの公正競争の確保に向けて、少なくともデータ伝送交換機能について、2020年度に適用される接続料から将来原価方式により算定が行われるべく必要な制度整備に速やかに着手すべきである旨、具体的な算定方法の在り方については専門家による検討体制により、一種指定制度における接続料の算定方法に関する知見の蓄積も活用しつつ集中的に議論を行うことが適当である旨及び接続料算定の早期化について併せて検討すべきである旨指摘を行った。

本指摘を踏まえ、2019年4月24日以降、総務省「接続料の算定に関する研究会」（座長：辻正次大阪大学名誉教授、神戸国際大学経済学部教授）において、二種指定制度における将来原価方式による接続料算定の在り方について、二種指定事業者及びMVNOからの意見も聴取しつつ、集中的に検討が行われ、同年9月17日に取りまとめられた同研究会第三次報告書では、将来原価方式による接続料算定の対象機能、将来原価方式による接続料の算定期間・算定頻度、予測値の算定方法、予測と実績の乖離の調整方法、実績値等の算定時期及び接続料算定の精緻化の各検討課題について、対応の方向性が示された。

これを踏まえ、総務省では、二種指定事業者とMVNOとの公正競争確保に向けて、データ伝送交換機能について、2020年度に適用される接続料から将来原価方式により算定するものとする事とし、所要の規定整備を行うため、二種接続料規則の改正案について、2019年9月27日、情報通信行政・郵政行政審議会（電気通信事業部会）に諮問した。その後、二度の意見募集を行っており、同年12月24日、同審議会において答申に向けた審議が行われる見込みである。

イ 透明性の向上

中間報告書では、接続料の水準や算定根拠などその算定のプロセスの一層の透明性の向上を図るため、総務省において、2019年度に適用される接続料から、提出を受けた算定根拠について、審議会への報告を行うとともに、提出した事業者への確認の上、可能な範囲で公表されるようにすることが適当である旨、接続料の算定方法の検討に際しては、提出された算定根拠をその検討の場に示すことが適当である旨の指摘を行った。

これを踏まえ、総務省では、2019年度に適用される接続料から、その算定根拠について、情報通信審議会電気通信事業政策部会接続政策委員会への報告を行い、委員会の場で委員から示された指摘等を踏まえ、二種指定事業者に対して改めて確認する、所要の制度改正について検討を行う等、検証の充実を図ることとした。

具体的に、2019年度に適用される接続料の算定根拠について、2019年6月19日に同委員会への報告が行われ、委員からは、原価の算定及び需要の算定を中心に指摘がなされた。同年7月12日には、将来原価方式に係る接続料の算定方法の検討の場である「接続料の算定に関する研究会」にも、同委員会での委員からの指摘も含めて報告が行われた。その結果、同年9月17日に取りまとめられた同研究会第三次報告書では、当該報告も踏まえ、接続料算定の精緻化について、原価及び需要の算定の実態を把握の上、二種指定事業者間の比較により検証し、所要のルール整備について検討することが適当である旨の指摘が行われている。

② 二種指定電気通信設備制度の全国BWA事業者への適用

中間報告書では、全国BWA事業者の電気通信設備について、特定移動端末設備のシェアが10%を超えた場合には、それが携帯電話事業者による電波利用の連携の結果であるときであっても、二種指定設備として指定すべきであり、総務省において、速やかにそのための手続きを進めるべきである旨、2020年度から開始できるよう手続きを進めることが適当である旨、全国BWA事業者のネットワークの状況等を踏まえ、全国BWA事業者は音声伝送を行っていないことへの対応、携帯電話事業者による電波利用の連携が行われていることへの対応等関係規律の見直しのための手続きを速やかに開始することが適当である旨の指摘を行った。

総務省においては、本指摘を踏まえ、全国BWA事業者の電気通信設備の指定に係る告示改正案、音声伝送役務を提供していない電気通信事業者に係

る規定整備、複数事業者の二種指定設備の連携に係る規定整備のための電気通信事業法施行規則及び二種接続料規則等の改正案について、2019年6月21日、情報通信行政・郵政行政審議会（電気通信事業部会）に諮問した。その後、二度の意見募集を経て、同年8月23日、同審議会から諮問のとおり改正することが適当と認められるとの答申がなされ、同年9月27日、当該各改正案が公布された。施行日は同年12月24日とされている。

③ 音声卸料金の適正性の確保

中間報告書では、音声卸料金の設定に当たっては、割引や定額によるもの等を含めた実質的な利用者料金との関係において公正な競争を阻害しない水準とする必要がある旨、実質的な利用者料金の水準と音声卸料金の水準について、両者の比較を行う等の方法により、検証を行うことが適当である旨指摘を行った。

「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」の最終答申案では、指定設備卸役務について、接続との代替性を検証し、接続では実質的に代替困難な可能性があるものについては、コスト水準（接続料相当）を基礎としたベンチマークを作成した上で、当該ベンチマークと実際の卸料金水準のとの乖離について検証するといった措置について検討することが適当である旨指摘されており、接続では代替困難な可能性があるものとして、音声卸役務が挙げられている。

④ その他

中間報告書では、「ネットワーク利用の同等性確保に向けた検証」として、MNOの低廉な料金プランやMNOのグループ内のMVNOの料金プランについて、内部補助やグループ内補助がなければ赤字になるような回線容量の確保等に関し、どのような場合に問題になるのか等の検討が必要である旨、接続料等と利用者料金収入の比較検証を行うことが適当である旨指摘を行っている。また、「MVNOによる多様なサービスの実現（セルラーLPWAの提供）」として、MNOからMVNOに対し、セルラーLPWAが適正な料金で提供される必要がある旨、セルラーLPWAの特性が十分発揮されるネットワーク開放が適正な条件の下で早期に実現するよう確保する方策について議論を行うことが適当である旨の指摘を行っている。また、「MNOによるネットワーク提供に係るインセンティブ付与」として、周波数割当に係る審査に当たっては、HSS/HLRの開放等MVNOへのネットワーク提供の多様性の観点からも実施することが必要である旨、電波の利用状況調査においては、より一層MVNOへのネットワ

一ク提供に資する継続的な取組が行われているかの検証等、評価、公表方法について引き続き検討を進めていく必要がある旨等の指摘を行っている。総務省においては、本年4月10日の特定基地局の開設計画の認定に際し、MVNOに対する卸電気通信役務の提供等による特定基地局の利用を促進するための計画を有していることを審査するとともに、その実績を将来の電波の割当てにおいて審査の対象とすることとした。また、携帯電話及び全国BWAに係る電波の利用状況調査の評価項目に「電波の割当てを受けていない者等（MVNO）に対するサービス提供」を設け、調査・評価を実施している。

(2) 対応の方向性

将来原価方式の導入により、2020年度に適用される接続料から、接続料の適正性の向上が図られ、二種指定事業者とMVNOの公正競争が一層促進されることが期待されるが、予測値の算定方法について、二種接続料規則では、合理的な将来の予測を行うこととされており、具体的な予測値の算定方法は、基本的には二種指定事業者の判断に委ねられていることについて、MVNOガイドラインにおいて、予測と実績の乖離が大きいとMVNOの経営に大きな影響を与えることとなること等の理由から、予測値の算定に当たっては、過去の実績値からの推計のみにより行うのではなく、算定時点で判明している予測対象年度における接続料に影響を与え得る要素を適切に反映し、実態に即したものとすることが求められるとされている。

総務省では、中間報告書の指摘を踏まえて、透明性向上の観点から、接続料の算定根拠についての審議会への報告を開始したところであり、MNOガイドラインにあるよう、この枠組みにより予測値の算定方法の適正性についての検証を行い、その結果に基づき、より精度の高い算定方法とするよう二種指定事業者に対して要請等を行う、共通的な算定方法の整備についての検討の場を設ける、合理的な算定が行われていないと判断された場合は接続約款の変更命令について検討する等、予測値の算定方法の適正性を向上させるための所要の取組を、毎年度繰り返し行っていくことが適当ではないか。

全国BWA事業者の二種指定については、やはり2020年度に適用される接続料から、全国BWA事業者と携帯電話事業者が一体となって実施している「電波利用の連携」に関する接続料の設定が行われることが見込まれる。こうした複数事業者の二種指定設備の連携により実現される機能に係る接続料について、両者の接続会計に基づき原価及び利潤を算定する方法が整備されたところであるが、とりわけ、全国BWA事業者に係る原価、利潤及び需要が適正に算定されているか、上記の枠組みにより、毎年度繰り返し検証が行われることが適

当ではないか。

音声卸料金の適正性については、「電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証」の最終答申案において指摘が行われているとおり、接続との代替性の検証、卸料金水準の適正性の検証等について、検討が行われていくことが適当ではないか。

そのほか、中間報告書で指摘した事項について、「包括的検証」の状況を注視した上で、他の状況変化も踏まえつつ、引き続き必要な検討が行われることが適当ではないか。

III モバイル検討会報告書フォローアップ

モバイル市場の公正競争の促進のための方策に関し、モバイル市場の公正競争に関する検討会（以下「モバイル検討会」という。）において検討を行い、2018年4月に取りまとめられた報告書で対応の方向性を示した論点がある。

本研究会では、「モバイル検討会で対応の方向性が示された事項について、着実に実施されているか。これらの事項について、さらに見直しを行うことが必要と考えられる点はないか」として、関係事業者等からその後の対応の状況などについての報告を受けて整理し、それを踏まえた討議をしてきた。

2019年4月に取りまとめた本研究会の中間報告書では、一定の取組が進んでいた事項を含めて、全ての項目について、引き続き、取組を注視していくことが適当としており、取りまとめ以降の取組状況は、図表14のとおりである。

各項目において、省令やガイドライン改正を踏まえて、各事業者とも取組を実施しており、例えば、「(12)中古端末のSIMロック解除を求めるガイドラインへの対応」に関して、2019年4月時点では、ドコモのみが対応しており、KDDI及びソフトバンクが「対応予定」としていたが、KDDIは2019年7月から、ソフトバンクは同年8月から対応を開始している。

今後も総務省において、状況を注視するとともに、さらなる取組の必要性が認められる場合は、積極的に検討を進めていくことが適当ではないか。

図表14 モバイル検討会報告書の提言に関する総務省の対応と事業者の取組状況

事項	総務省の対応	事業者の取組状況		
		NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
1. ネットワーク提供条件の同等性確保関係				
(1)ウェブによるMNP手続の実現・強引な引止めに関する実態把握	<ul style="list-style-type: none"> 指導を実施⁵¹(2018年6月) ガイドライン改正(2018年8月) コールセンターの混雑状況等の調査を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 指導前(2006年10月)から実現 	<ul style="list-style-type: none"> 2019年5月から実施 	<ul style="list-style-type: none"> 2019年5月から実施
(2)MVNOが確保する帯域幅の柔軟な変更の可能性に関する検討	<ul style="list-style-type: none"> 要請を実施⁵²(2018年6月) 	<ul style="list-style-type: none"> 現時点でMVNOからの具体的な要望なし(関連として、期間短縮や手続の簡略化等の要望あり) 実現に当たっては課題あり MVNOからの具体的な要望に基づき実現方法を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 現時点でMVNOからの具体的な要望なし MVNOからの具体的な要望に基づき協議に応じる 	<ul style="list-style-type: none"> 期間短縮や手続の簡素化を実施(2017年11月、2018年8月)
(3)SIMカードの提供等に係る標準的な期間についての実態把握	<ul style="list-style-type: none"> 実態把握を実施(2018年6月) 	<ul style="list-style-type: none"> ベンダからSIMカードの調達等に約3か月を要する 	<ul style="list-style-type: none"> SIMカードの在庫状況に応じて最短1週間から最長3ヶ月程度で提供 	<ul style="list-style-type: none"> ベンダからSIMカードの調達等に約3か月を要する
(4)HLR/HSS連携機能の提供に係るMVNOの負担額の根拠等のMVNOへの十分な説明	<ul style="list-style-type: none"> 指導を実施⁵³(2018年6月) 	<ul style="list-style-type: none"> 提供申込みを承諾した事業者に対し、指導前(2016年9月)から説明を書面にて実施 	<ul style="list-style-type: none"> MVNOからの具体的な要望に基づき協議に応じる 一部MVNOと協議中 	<ul style="list-style-type: none"> 現時点でMVNOからの具体的な要望なし
(5)MNOの迷惑メールフィルタで受信拒否メールとして扱われないための基準のMVNOへの提示	<ul style="list-style-type: none"> 指導を実施⁵³(2018年6月) 	<ul style="list-style-type: none"> 基準の提示を2018年10月から実施 	<ul style="list-style-type: none"> 基準の提示を2018年7月から実施 	<ul style="list-style-type: none"> 基準の提示を2018年9月から実施
(6)キャリアメールの転送サービスの実現可能性に関する検討	<ul style="list-style-type: none"> 要請を実施⁵²(2018年6月) 	<ul style="list-style-type: none"> 現時点でMVNOからの具体的な要望なし 実現に当たっては課題あり MVNOからの具体的な要望に基づき実現方法を検討 	<ul style="list-style-type: none"> 現時点でMVNOからの具体的な要望なし MVNOからの具体的な要望に基づき協議に応じる 	<ul style="list-style-type: none"> 現時点でMVNOからの具体的な要望なし
(7)一部事業者におけるテザリングの実現時期のMVNOへの提示	<ul style="list-style-type: none"> KDDIに対して指導を実施(2018年6月) 	<ul style="list-style-type: none"> 2016年夏より全MVNOへ提供 	<ul style="list-style-type: none"> 2018年11月より全MVNOへ提供 	<ul style="list-style-type: none"> 2018年4月より全MVNOへ提供
(8)一部端末において緊急通報時にGPS情報の提供が不可となる事案についての要因の究明等へのMNOの協力	<ul style="list-style-type: none"> 要請を実施(2018年6月) 	<ul style="list-style-type: none"> 現時点でMVNOからの具体的な要望なし MVNOからの具体的な要望に基づき真摯に対応 	<ul style="list-style-type: none"> 現時点でMVNOからの具体的な要望なし MVNOからの具体的な要望に基づき協議に応じる 	<ul style="list-style-type: none"> 現時点でMVNOからの当該事象の報告や問い合わせ等なし MVNOからの具体的な要望に基づき調査に協力 当社のネットワーク側での制限はなし

⁵¹ MNOにおいて2019年5月末までに措置を講じ、その後速やかに総務省に報告することとしている。

⁵² 今後MVNOから要望があった場合には、MNOにおいて検討し、総務省に報告することとしている。

⁵³ MNOにおいて措置を講じ、2018年度のもの2019年3月末までに、2019年度のもの2020年3月末までに総務省に報告することとしている。

事項	総務省の対応	事業者の取組状況		
		NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
(9)MNOからMVNOへの端末の提供に関する協議状況の実態把握	・電気通信市場検証会議において確認を実施し、年次レポートを公表(2018年8月)	(MNOからの市場シェアの高い端末の提供が関連MVNOでないMVNOでは実現できていない)		

事項	総務省の対応	テレコムサービス協会MVNO委員会		
(10)LINEの年齢認証に関する機能提供が実現しない要因に関する実態把握	・実態把握を実施※(2018年6月) ※年齢認証主体と年齢認証に係る情報伝達の仕組み等に要因があると考えられる	・MVNOユーザにおけるLINE年齢認証実現に向けて検討を実施(2018年7月～)		

2. 中古端末の国内流通促進関係				
(11)下取り端末の流通・販売を行う者に対するMNOによる当該端末の国内市場での販売の制限を業務改善命令の対象とするガイドラインへの対応	・ガイドラインを改正(2018年8月)	・販売制限していない	・販売制限していない	・販売制限していない
(12)中古端末のSIMロック解除を求めるガイドラインへの対応	・ガイドラインを改正(2018年8月) 〈施行:2019年9月～〉	・2019年2月20日から対応開始	・ <u>2019年9月1日から対応開始</u>	・ <u>2019年8月21日から対応開始</u>
(13)中古端末に関する民間の取組の後押し	・リユースモバイル関連ガイドライン検討会にオブザーバとして参加(2018年7月～)	—	—	—
(14)MNOによる盗品等に関する迅速かつ明確な情報公開	・指導を実施(2018年6月)	・2018年12月19日に対応	・指導前(2012年9月)より対応	・指導前(2010年1月)より対応

3. 利用者の自由なサービス・端末選択の促進関係				
(15)利用期間拘束及び自動更新を伴う契約について、2年契約満了時又はそれまでに、違約金及び25か月目の通信料金のいずれも支払わない解約の実現	・指導を実施 ⁵⁴ (2018年6月) ・ <u>改正法に基づく省令改正(2019年9月)</u>	・2019年3月から実施	・2019年3月から実施	・2019年3月から実施
(16)利用期間拘束の自動更新の有無による提供条件の格差の縮小の検討	・KDDI及びソフトバンクに対し要請を実施(2018年6月) ・ <u>改正法に基づく省令改正(格差を設けることを禁止)(2019年9月)</u>	—	・ <u>2019年10月1日(一部プランは9月13日)から実施</u>	・ <u>ソフトバンクブランドは2019年9月13日からワイモバイルブランドは同年10月1日から実施</u>

⁵⁴ MNOにおいて2019年3月末までに措置を講じ、その後速やかに総務省に報告することとしている。

事項	総務省の対応	事業者の取組状況		
		NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
(17)残債免除等施策の提供条件に関する利用者への説明の徹底を求めるガイドラインへの対応	・ガイドラインを改正(2018年8月、 <u>2019年9月</u>)	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>2019年6月1日から残債免除施策による販売方法を導入</u> ・<u>再加入条件なし</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドライン改正を踏まえ対応 ・2019年1月より、再加入条件を撤廃 ・<u>2019年9月30日をもって既存の改正法不適合プログラムは終了</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・社内へ再周知を行い、説明の徹底を図っている ・2018年11月より、再加入条件を撤廃 ・<u>2019年9月12日をもって既存の改正法不適合プログラムは終了</u>
(18)過去の利用実績等に基づき利用金額が適正となる料金プランの例の案内	・指導を実施 ⁵⁴ (2018年6月)	<ul style="list-style-type: none"> ・2018年5月から利用実績に基づく適切な料金プランの案内については、全国のショップにて「料金相談フェア」を実施 ・2018年9月からコーポレートサイト上において利用実績に応じたおすすめプランの案内を実施(<u>現在は提供を終了</u>) ・2018年1月から全国のショップにて「スマホ教室」を実施する等、理解促進に努めている ・<u>2019年4月15日から利用実績に基づき適切な料金プランを分析できるシミュレーションを提供</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ピタットプラン」、「フラットプラン」を2017年7月から導入 ・2019年2月15日からお客様との様々なタッチポイントにおいて新プランを訴求するとともに、Webにおいて利用者が自己の利用実績を確認後、即シミュレーションし、プラン変更できるフローに変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・利用実績に応じた料金プランの案内を2019年3月22日から実施
(19)利用者のリテラシー向上やサービスに関する理解促進に向けた施策の実施	・指導を実施 ⁵⁴ (2018年6月)	(同上)	<ul style="list-style-type: none"> ・店頭での説明やHP等での案内の強化に努める。なお、今後もお客様のニーズや市場動向を踏まえ、対応の是非を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・各種相談窓口について、2019年3月までに毎月メールで実施している請求確定通知を用いて告知
(20)月途中の解約時の日割計算の実施可能性に関する検討	・要請を実施(2018年6月)	<ul style="list-style-type: none"> ・日割計算は公平性確保の観点等により実施していない 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後もお客様のニーズや市場動向を踏まえ、対応の是非を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・日割計算の実施は考えていない
(21)MNOから販売店に対して端末代金の販売価格や値引き額を実質的に指示することが業務改善命令の対象となるガイドラインへの対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフトバンクに対し指導を実施(2018年6月) ・ガイドラインを改正(2018年8月) ・<u>ガイドラインの遵守を要請(2019年6月、9月)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドライン改正を踏まえ対応 ・<u>社内及び全販売代理店に対して周知・指導を実施(2019年6月20日)</u> ・<u>社内及び全販売代理店に対して改めて周知・指導を実施(2019年9月11日)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・ガイドライン改正を踏まえ対応 ・<u>全代理店に対して、全国の営業部門から個別に周知(2019年7月22日)</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・2018年6月の行政指導を真摯に受け止め、ご報告した再発防止策に基づき、対応を実施
(22)MNOから販売店に対してキャッシュバック等の実質的指示を行うことは端末購入補助に該当することを明示するガイドラインへの対応	(同上)	(同上)	(同上)	(同上)
(23)MVNOの音声通話付きサービスの初期契約解除制度の対象化	<ul style="list-style-type: none"> ・省令を改正(2018年7月) ・ガイドラインを改正(2018年9月) 	-	-	-

事項	総務省の対応	事業者の取組状況		
		NTTドコモ	KDDI	ソフトバンク
事項	総務省の対応	テレコムサービス協会MVNO委員会		
(24)MVNOやその業界団体におけるサービス内容のわかりやすい周知	—	・MVNOサービスの利用に当たってのチェックポイントを改定し、公表・周知(2018年6月～)		

※中間報告書以降の取組を赤字下線で示している。

その他(事業者の取組を注視すべき旨指摘された事項)

1. ネットワーク提供条件の同等性確保関係

- ・ 電気通信事業者協会が策定したAndroid端末における緊急速報の共通受信仕様の運用状況の注視
- ・ 5G関係機能のMVNOへの提供に関する協議状況の注視
- ・ MNOとMVNOとの販売連携に関する協議状況の注視
- ・ 050IP電話を卸提供するMVNEとMVNOとの緊急通報に必要な位置情報の伝達に係る協議状況の注視